第2期熊野町

子ども・子育で支援事業計画



令和2年3月 熊 野 町

はじめに

「第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画」の 策定にあたって

わが国では、人口減少、少子高齢化が進行し、将来的に社会経済への深刻な影響が懸念されています。社会経済環境の変化は、核家族化の進行、働き方の多様化など子育てを取り巻く環境の変化をもたらし、子育て家庭のライフスタイルの多様化や子育てに関する意識の変化なども相まって、子育てに対する不安や負担感を抱える家庭が増えています。また、地域のつながりの希薄化などにより日々の子育てに対する助言、支援や協力を身近な人から得ることが困難な状況にあり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている家庭も少なくありません。

さらに、育児休業制度の定着や女性の就労意欲の高まり、或いは経済的理由などにより 共働き世帯は増え続けており、仕事と子育てを両立する家庭は増えています。こうした状 況の変化を背景に、さらなる保育需要と多様な保育ニーズへの適切な対応が求められてい ます。

本町においても、平成27年に第1期の計画となる「熊野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「社会の宝」「将来の夢」である次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

このたびの「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、令和2年度以降は、この新しい計画に基づき、次世代を担う子供たちがたくましく健やかに生きていく力の育成や、安心して子供を生み育てられる環境の整備などの子育て支援施策を計画的に実施するため、令和2年度から令和6年度までの計画を策定しました。

この計画では、前計画の基本理念「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町」を引き継ぎつつ、本町の子育て支援施策をさらに充実させていくこととしています。

これを機に、第5次熊野町総合計画でうたっている「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の 施策をさらに推進してまいりますので、引き続き、町民に皆様のご理解のもと、子育て支 援施策の推進にご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「熊野町子ども・子育て会議」 の皆様をはじめ、「子ども子育て支援に関するニーズ調査」などにご協力いただきました町 民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

熊野町長 三村 裕史

目 次

はじ	めに~計画策定にあたって~	1
1	. 計画策定の趣旨	1
2	2. 計画の性格・位置づけ	4
3	3. 計画の期間	5
4	4. 計画の策定体制	5
第1章	章 子ども・子育てを取り巻く現況	6
第1	節 少子化の動向	6
1	. 総人口と児童人口の推移	6
2	2. 年齢3区分人口比の推移	7
3	3. 出生の動向	7
4	4. 婚姻の動向	8
第2	2節 家族や地域の状況	10
1	. 世帯の状況	10
2	2. 女性の年齢別就業率	11
第3	3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況	13
1	. 保育所(園)における保育サービス等の状況	13
2	2. 幼稚園の状況	14
3	3. 認定こども園の状況	15
	4. 子育て支援センターの実施状況	
	5. 学校児童数の推移	
	6. 放課後児童健全育成事業の状況	
	7. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況	
	3. 町内の保育・教育事業に関連する施設の位置図	
	1節 子ども・子育てニーズ調査結果概要	
	l .調査方法	
	2. 調査結果の概要	
	5節 子ども・子育て支援事業計画の評価	
1	. 第1期計画における取組の評価・課題	
_	2. 目標指標の進捗状況と評価	
	章 計画の基本的な考え方	
	節 計画の視点	
	2節 計画の基本理念	
第3		
	1 節 計画の体系	
	章 事業量の見込みと確保方策	
	l 節 教育・保育の提供区域の設定	
第2	2節 教育・保育給付	46

1.	保育認定	46
2.	教育・保育認定者数の推計	47
第3額	市 地域子ども・子育て支援事業	48
第4章	子ども・子育て支援事業計画	52
第1額	う 安らぎの子育て「安心・安全」	52
1.	健やかに生み、育てるための環境づくり	52
2.	子育てによろこびが持てる家庭づくり	56
3.	生活環境の整備	57
第21	う まち全体で育む「支え合い」	58
1.	地域における子育て支援体制づくり	58
2.	保育サービスの充実	59
3.	子育て支援事業の充実	61
	職場における子育て支援の促進	
5.	子どもの貧困対策	64
第3額	う 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」	65
1.	子どもを育む環境の充実	65
2.	子どもの権利を尊重した社会の実現	66
第5章	計画の推進	67
1.	町民や地域、関係団体との協働	67
2.	計画の推進体制	67
3.	計画の進行管理	67
4.	「熊野町子ども・子育て支援事業計画」の具体施策と目標指標	68
資料編		75
1.	用語解説(50 音順)	75
2.	熊野町子ども・子育て会議条例	78
3.	熊野町子ども・子育て会議委員名簿	80

はじめに~計画策定にあたって~

1. 計画策定の趣旨

我が国では、依然として出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでおり、合計特殊 出生率は平成30年で1.42と人口を維持するために必要である2.08を大きく下回っています。

その背景には経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持てないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の見直し等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

新たな制度の下、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一元的な提供、保育の量的拡充や質的向上等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても、平成27年に第1期の計画となる「熊野町子ども・子育て支援事業計画」 (以下、第1期計画)を策定し、住民、事業者、行政等が連携して子育て環境の整備に取り 組んできました。しかし、少子高齢化の進展は全国的な状況であり、今後もさらなる進展が 予測されています。

以上を踏まえ、子どもの健やかな育ちと家庭での子育てを地域で支援する環境を整備し、 子育てがしやすいまちづくりを推進するために、「第2期熊野町子ども・子育て支援事業計 画」(以下、本計画という)を策定します。

【国の動き】

	国の動き
平成2年	〈 1.57 ショック〉 $=$ 少子化の傾向が注目を集める
平成6年	エンゼルプラン+緊急保育対策5が年事業 (平7~11年度)
平成 11 年	少子化対策推進基本方針少子化対策推進関係閣僚会議決定
	新エンゼルプラン (平 12~16 年度)
平成 13 年	仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)平 13.7.6 閣議決定
平成 14 年	少子化対策 プラスワン厚生労働省まとめ
平成 15 年	少子化社会対策基本法平 15.9.1 施行 次世代育成支援対策推進法平 15.7.16 から段階施行
	地大八世界は、企業等における行動計画の等党、実施
平成 16 年	地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施 少子化社会対策大綱平 16.6.4 閣議決定
T 10 T	子ども・子育て応援プラン平 16.12.24 少子化社会対策会議決定 (平 17~21 年度)
平成 18 年	新しい少子化対策について平 18.6.20 少子化社会対策会議決定
平成 10 年 平成 19 年	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章
十八八 十	仕事と生活の調和推進のための行動指針
	「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略
平成 20 年	「新待機児童ゼロ作戦」について
十八、20 十	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方
	仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項
	5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
	社会保障国民会議最終報告
平成 21 年	次世代育成支援対策推進法の一部改正
1 /20 2 1 1	児童福祉法等の一部改正
平成 22 年	子ども・子育てビジョン閣議決定
1 794 == 1	子ども・子育て新システム検討会議
平成 24 年	子ども・子育て関連3法公布
, , , ,	子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成 25 年	子ども・子育て会議設置
	待機児童解消加速化プラン
	少子化危機突破のための緊急対策
平成 26 年	子供の貧困対策に関する大綱平 26.8.29 閣議決定
平成 27 年	少子化社会対策大綱平 27.3.20 閣議決定
	子ども・子育て支援新制度
平成 29 年	子育て安心プラン平 29.12.8 閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」により前倒し実施
令和 元年	幼児教育・保育の無償化

【県の動き】

県の動き
広島県児童環境づくり推進プラン(平成7年~11 年度)策定
こども夢プラン 21(平成 12 年~16 年度)策定
未来に輝くこども夢プラン(平成 17 年~21 年度)策定
「みんなで育てる子ども夢プラン」(平成 22 年~26 年度)策定
保育人材バンクの配置
保育コンシェルジュの配置
イクボス宣言
「子育てスマイルマンション認定制度」の創設
広島県子ども・子育て審議会設置
ひろしま出会いサポートセンター設置
ひろしまファミリー夢プラン(平成 27 年度~31 年度)
「ひろしま版ネウボラ」モデル事業開始
「ひろしま自然保育認証制度」の創設
『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン策定
学びのセーフティネット構築事業

2. 計画の性格・位置づけ

(1)子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

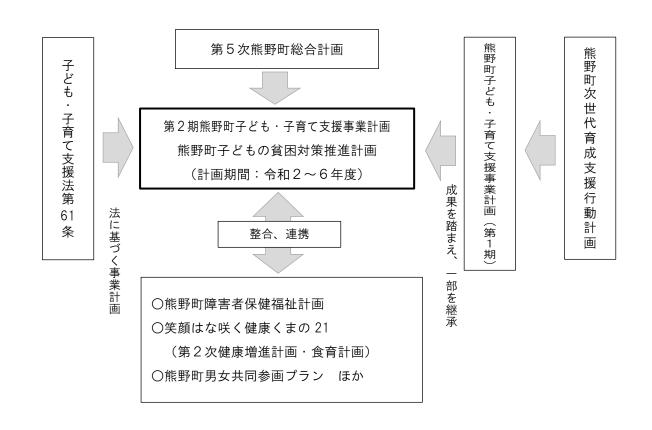
(2)次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することになったことに伴い、本計画として一体的に推進していくものとします。

また、子どもの貧困対策推進計画についても法的根拠となる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)においてこれまで都道府県のみ策定が努力義務とされていましたが、令和元年6月の改正により、市町村においても策定が努力義務とされたことから、あわせて本計画と一体的に策定します。

(3)関連計画との整合性

本計画は、「第五次熊野町総合計画」をはじめとして、「障害者保健福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、社会経済情勢や子育てニーズの変化等に適切に対応するため、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検して、必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
熊野町子ども・子育て支援事業計画(第1期)									
					第2其	月熊野町子	ども・子育	で支援事業	業計画
					熊野町子	どもの貧困	日対策推進	計画	,

4. 計画の策定体制

(1) 熊野町子ども・子育て会議」による審議

本計画を策定するにあたり、町内の子どもの保護者、事業主を代表する者、保育所(園)や幼稚園など、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者(大学教授)などで構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

(2)ニーズ調査の実施

本計画の策定に関し、子育で中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、 就学前児童(0~5歳)の保護者854人、就学児童(1~4年生)の保護者431人を対象として、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

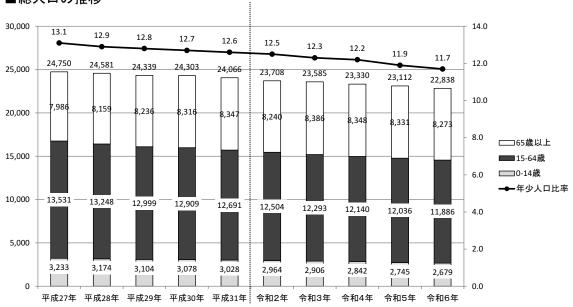
第1節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

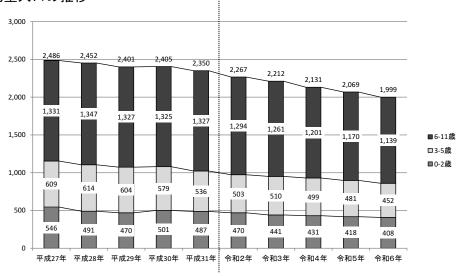
総人口は、減少傾向で推移しており、平成31年では24,066人となっています。第1期計画の策定年度である平成27年と比べると684人の減少となっています。また、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)は減少傾向で推移しており、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあることから、少子高齢化が更に進行しています。

児童人口(0歳~11歳)をみると、総人口と同じく減少傾向で推移しており、平成27年と平成31年を比べると136人の減少となっています。

■総人口の推移



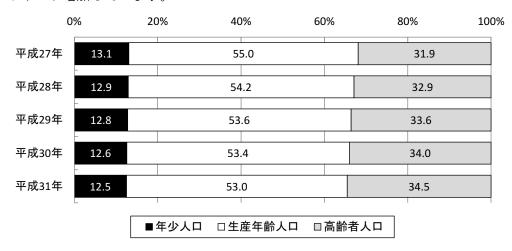
■児童人口の推移



※推計人口は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

2. 年齢3区分人口比の推移

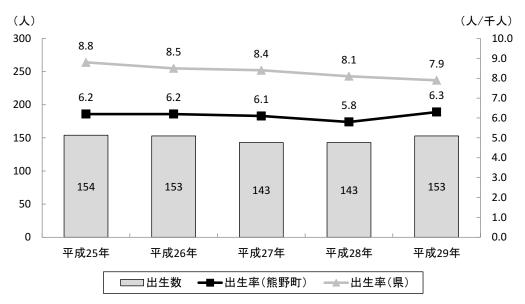
住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、高齢者人口(65歳以上)の3区分人口比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。各人口について平成27年と平成31年を比べると、年少人口は、0.6ポイント、生産年齢人口は、2.0ポイント減少しており、高齢者人口は、2.6ポイント増加しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

3. 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は、減少傾向にありましたが、平成 29 年には増加し 153 人となっています。県と比較すると出生率は低い傾向で推移しています。

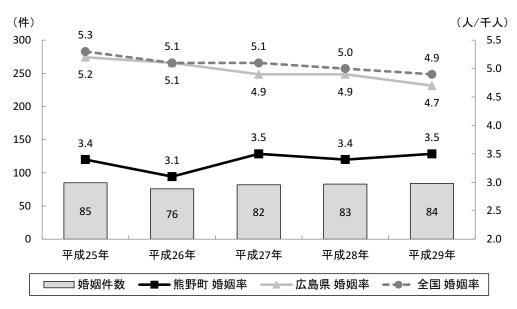


資料:人口動態統計

4. 婚姻の動向

(1)婚姻数の推移

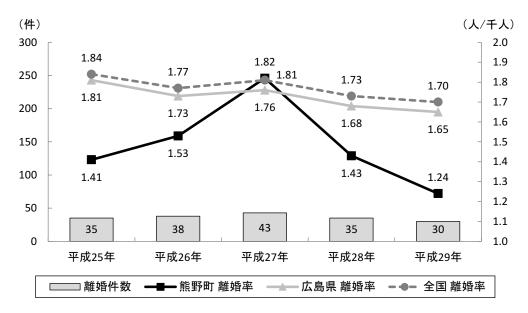
人口動態統計による本町の婚姻件数は、平成 29 年では 84 件となっています。 婚姻率をみると、全国、県より低い傾向で推移しています。



資料:人口動態統計

(2)離婚数の推移

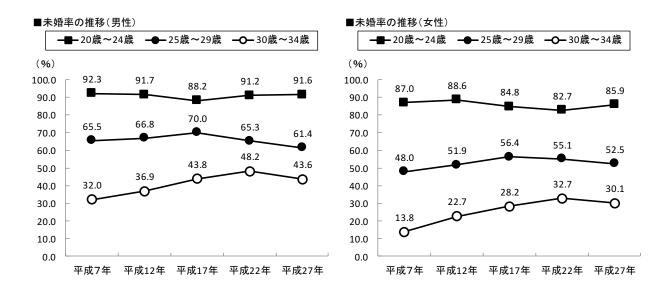
人口動態統計による本町の離婚件数は、平成 29 年では 30 件となっています。 離婚率をみると、平成 27 年に全国及び県よりも高い傾向にありましたが、それ以降は大きく下回っています。



資料:人口動態統計

(3)未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、男性女性共に、平成 27 年では 20 歳~24 歳の未婚率が増加していますが、その他の年齢層では未婚率が減少しています。



資料:国勢調査

第2節 家族や地域の状況

1. 世帯の状況

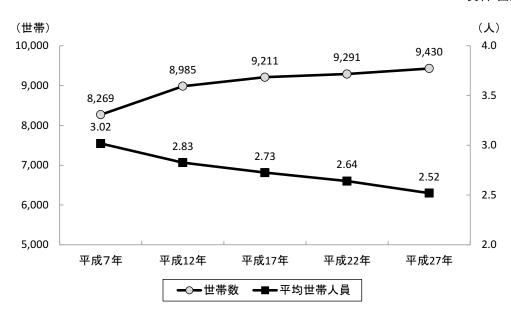
国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 9,430 世帯となっています。

一方、平均世帯人員をみると引き続き減少傾向にあります。

■世帯構造の推移

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	8,269 世帯	8,985 世帯	9,211 世帯	9,291 世帯	9,430 世帯
平均世帯人員	3.02 人	2.83 人	2.73 人	2.64 人	2.52 人

資料:国勢調査



2. 女性の年齢別就業率

(1)女性就業者数の推移

国勢調査による本町の女性就業者数をみると、平成 12 年以降減少傾向にあり、平成 27 年では 4,882 人 (就業比率: 45.3%) となっています。

■女性の就業者数の推移

	15 歳以上の女性人口	うち就業者数	就業比率
平成7年	11,061 人	5,418 人	49.0%
平成 12 年	11,377 人	5,589 人	49.1%
平成 17 年	11,248 人	5,424 人	48.2%
平成 22 年	11,017 人	4,920 人	44.7%
平成 27 年	10,772 人	4,882 人	45.3%

資料:国勢調査

(2)年齢別女性就業者数及び就業率

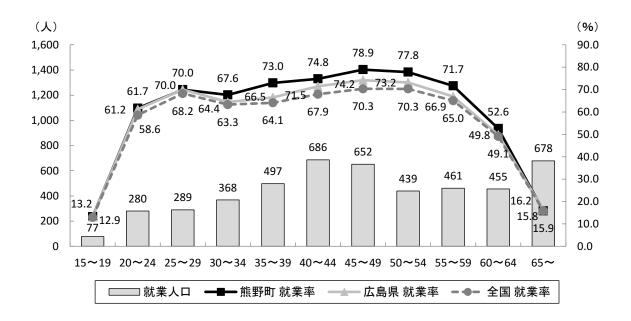
国勢調査による本町の女性就業者数及び就業率を年齢 5 歳階級別にみると、 $25\sim29$ 歳では 70.0%であった就業率が、 $30\sim34$ 歳にかけて 67.6%まで下がり、 $35\sim49$ 歳にかけては 75%前後にまで上昇するというM字型の曲線を描いています。平成 22 年と比較すると、25 歳以上で概ね就業率が上昇しています。また、国・県と比較して就業率が高くなっています。

■年齢別女性就業者数及び就業率

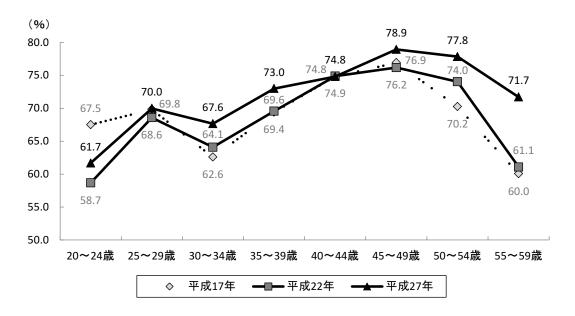
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年		
	就業率	就業率	就業人口	女性人口	就業率
15~19 歳	11.5%	14.1%	77 人	582 人	13.2%
20~24 歳	67.5%	58.7%	280 人	454 人	61.7%
25~29 歳	69.8%	68.6%	289 人	413 人	70.0%
30~34 歳	62.6%	64.1%	368 人	544 人	67.6%
35~39 歳	69.4%	69.6%	497 人	681 人	73.0%
40~44 歳	74.8%	74.9%	686 人	917 人	74.8%
45~49 歳	76.9%	76.2%	652 人	826 人	78.9%
50~54 歳	70.2%	74.0%	439 人	564 人	77.8%
55~59 歳	60.0%	61.1%	461 人	643 人	71.7%
60~64 歳	36.2%	42.7%	455 人	865 人	52.6%
65 歳以上	14.6%	13.0%	678 人	4,283 人	15.8%
合計	48.2%	44.7%	4,882 人	10,772 人	45.3%

資料:国勢調査

■平成 27 年年齢別女性就業者数及び就業率



■年次別年齢別(20~59歳)女性就業率の推移



第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所(園)における保育サービス等の状況

(1)保育所(園)の定員及び入所状況

保育所(園)は公立が1か所、私立が3か所、合計4か所あり、全保育所(園)の合計定員は平成31年現在で450人となっています。

■保育所(園)の定員及び入所状況(部分は充足率が 100%以上)

公·私	名称	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		定員	180 人				
公	くまの・みらい 保育園	入所人員	187 人	195 人	212 人	189 人	181 人
	.,	充足率	103.9%	108.3%	117.8%	105.0%	100.6%
		定員	90 人				
私	くまの 中央保育園	入所人員	97 人	92 人	85 人	89 人	91 人
		充足率	107.8%	102.2%	94.4%	98.9%	101.1%
		定員	120 人				
私	保育所 ひかり学園	入所人員	105 人	116 人	112 人	109 人	104 人
		充足率	87.5%	96.7%	93.3%	90.8%	86.7%
		定員	60 人				
私	初神保育園	入所人員	41 人	38 人	37 人	34 人	32 人
		充足率	68.3%	63.3%	61.7%	56.7%	53.3%
			450 人				
	合計	入所人員	430 人	441 人	446 人	421 人	408 人
		充足率	95.6%	98.0%	99.1%	93.6%	90.7%

各年4月1日現在

(2)保育所(園)における特別保育サービス等の実施状況

保育所(園)における特別保育事業の実績、並びに各保育所(園)における実施状況は以下のとおりとなっています。

①延長保育

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の多様な勤務形態や勤務時間の増加を踏まえ、通常保育を超えて保育を行う延長保育事業を、全保育所(園)で実施しています。午前7時から7時30分までの30分間を4施設で、午後6時30分から午後7時までの30分間を3施設で、午後6時30分から午後7時30分までの1時間を1施設で行っています。

②障害児保育

障害児保育は、日々の集団保育が可能な軽・中程度の障害児を受け入れ、保育を行う事業です。本町においては、全保育所(園)で対応しています。

③病後児保育

病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後 児保育をくまの・みらい保育園で実施しています。

2. 幼稚園の状況

(1)幼稚園の定員及び入園状況

幼稚園は3か所設置されており、合計定員は令和元年5月現在で270人となっています。

■幼稚園の定員及び入園状況

公·私	名称	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		定員	150 人				
私	淳教幼稚園	入園人員	139 人	136 人	138 人	132 人	131 人
		充足率	92.7%	90.7%	92.0%	88.0%	87.3%
		定員	120 人				
私	私聖徳幼稚園	入園人員	60 人	62 人	56 人	56 人	50 人
		充足率	50.0%	51.7%	46.7%	46.7%	41.7%
		定員	170 人	170 人	170 人	170 人	-
私	第二聖徳幼稚園	入園人員	108 人	86 人	83 人	66 人	-
		充足率	63.5%	50.6%	48.8%	38.8%	-
		定員	440 人	440 人	440 人	440 人	270 人
合計	入園人員	307 人	284 人	277 人	254 人	181 人	
		充足率	69.8%	64.5%	63.0%	57.7%	67.0%

各年5月1日現在

3. 認定こども園の状況

認定こども園は1か所設置されており、定員は令和元年5月現在で170人となっています。

■認定子ども園の定員及び入園状況

公	・私	名称	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			定員	-	-	-	-	170 人
禾	7	認定こども園 第二聖徳幼稚園	入園人員	_	_	_	_	83 人
		212 100-33 IEEE	充足率	_	_	_	_	48.8%

各年5月1日現在

4. 子育て支援センターの実施状況

本町では、くまの・こども夢プラザ内に子育て支援センターを設置しています。

子育て支援センターでは、下記のような活動や利用を通じた支援活動を行っており、地域 の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

■子育て支援センターの主な活動内容

○子育てに関する情報提供

○親子あそびなどの行事

○子育てに関する相談対応

○講演会・育児懇談会

○保護者同士の交流・情報交換の場の提供

○育児サークル活動の支援

○オープンスペースの提供

5. 学校児童数の推移

本町には令和元年度現在、小学校が4校、中学校が2校設置されています。小学校の児童数は1,318人、中学校の生徒数は651人となっています。

■小学校児童数の推移

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
熊野第一小学校	533 人	555 人	572 人	552 人	564 人
熊野第二小学校	108人	101 人	94 人	98 人	96 人
熊野第三小学校	265 人	281 人	270 人	282 人	271 人
熊野第四小学校	418 人	401 人	390 人	387 人	387 人
合計	1,324 人	1,338 人	1,326 人	1,319 人	1,318 人

各年5月1日現在

■中学校生徒数の推移

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
熊野中学校	293 人	262 人	256 人	237 人	261 人
熊野東中学校	430 人	426 人	411 人	404 人	390 人
合計	723 人	688 人	667 人	641 人	651 人

各年5月1日現在

6. 放課後児童健全育成事業の状況

本町では、小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により、 放課後に児童がひとりで過ごすこととなる家庭を対象に、町内4か所に児童クラブを設置し ています。平成31年4月現在、合計351人の定員に対して342人が利用しています。

■児童クラブの状況(部分は充足率が 100%以上)

名称	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	定員	120 人				
熊野町第一児童クラブ	会員数	93 人	89 人	96 人	114人	124 人
	充足率	77.5%	74.2%	80.0%	95.0%	103.3%
	定員	40 人				
熊野町第二児童クラブ	会員数	27 人	30 人	25 人	29 人	31 人
	充足率	67.5%	75.0%	62.5%	72.5%	77.5%
	定員	72 人				
熊野町第三児童クラブ	会員数	57 人	59 人	60 人	78 人	89 人
	充足率	79.2%	81.9%	83.3%	108.3%	123.6%
	定員	119 人	119 人	119人	119人	119 人
熊野町第四児童クラブ	会員数	101人	99 人	102 人	92 人	98 人
	充足率	84.9%	83.2%	85.7%	77.3%	82.4%
	定員	351 人				
合計	会員数	278 人	277 人	283 人	313 人	342 人
	充足率	79.2%	78.9%	80.6%	89.2%	97.4%

各年4月1日現在

7. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況

(1)乳幼児健康診査等の実施状況

本町の乳幼児健康診査は3か月~5か月児、1歳6か月児~1歳10か月児、3歳2か月~3歳7か月児を対象として、それぞれ年6回実施しています。

1歳6か月児・3歳児健康診査については、健診後にフォローの必要な子に対して発達相談や健診後フォロー教室等を実施し、継続支援を行っています。

そのほか、むし歯予防の正しい知識を学ぶことと早い時期から食生活の基盤を作ることを目的に9か月から1歳6か月頃までの乳幼児と保護者を対象に「もぐもぐ教室」「歯っぴー教室」を実施しています。

■乳幼児健康診査の実施内容・実施方法

事業種別	対象者	実施内容・実施方法
乳児健康診査	3か月~5か月の乳児	身体測定、内科健診、発育発達の検査等の他、 育児の相談等も併せて実施。 対象者には個人通知を行っている。
1歳6か月児 健康診査	1歳6か月~1歳10か月の 幼児	身体測定、内科健診、歯科検診等の他、歯科・ 栄養・保健相談等の実施。 対象者には個人通知を行っている。
3 歳児 健康診査	3歳2か月~3歳7か月の 幼児	身体測定、内科健診、歯科検診、耳鼻科・眼科調査の他、歯科・栄養・保健相談、発達相談等の実施。対象者には個人通知を行っている。

(2)乳幼児健康診査等の受診状況

乳児健康診査の受診率はほぼ横ばいの傾向にあります。また、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では、9割近くが受診しています。未受診者に対しては、電話や訪問等により受診勧奨を実施し、その状況把握に努めています。

■乳児健康診査受診状況

区分	対象者数	受診者数	受診率
平成 26 年	161 人	152 人	94.4%
平成 27 年	174 人	154 人	88.5%
平成 28 年	116人	112人	96.6%
平成 29 年	153 人	138 人	90.2%
平成 30 年	161 人	148人	91.9%

■1歳6か月児健康診査受診状況

豆八	计色之 粉	_	 般	歯科	
区分	対象者数	受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成 26 年	189 人	166 人	87.8%	166 人	87.8%
平成 27 年	177 人	153 人	86.4%	153 人	86.4%
平成 28 年	151 人	133 人	88.1%	133 人	88.1%
平成 29 年	162 人	146 人	90.1%	146 人	90.1%
平成 30 年	166 人	143 人	86.1%	143 人	86.1%

■3歳児健康診査受診状況

区八	対象者数	_	般	歯科	
区分	刈 家有奴	受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成 26 年	208 人	201 人	96.6%	201 人	96.6%
平成 27 年	209 人	185 人	88.5%	185 人	88.5%
平成 28 年	193 人	185 人	95.9%	185 人	95.9%
平成 29 年	169 人	161 人	95.3%	161 人	95.3%
平成 30 年	176 人	157人	89.2%	157 人	89.2%

■子どもの歯の教室(もぐもぐ教室・歯っぴ一教室)の状況

ΕZ /\	ᄜᄱᇄᇊᄽ	対象者数		
区分	開催回数	保護者	子ども	
平成 26 年	4 回	47 人	55 人	
平成 27 年	4 回	53 人	64 人	
平成 28 年	4 回	40 人	42 人	
平成 29 年	6 回	83 人	91 人	
平成 30 年	5 回	70 人	87 人	

(3)各種子育でに関する相談事業等

①妊婦相談

妊婦を対象として、母子健康手帳交付時に妊娠中の生活等の相談に応じています。

■母子健康手帳交付・妊婦相談の状況

区分	対象者数
平成 26 年	178 人
平成 27 年	165 人
平成 28 年	156 人
平成 29 年	179 人
平成 30 年	144 人

②母親学級•両親学級(妊婦教室)

妊婦とその家族を対象として、妊娠中の生活から育児等についての学習を目的にくまの・こども夢プラザ等で実施しています。

■母親学級・両親学級の実施状況

内容	講師	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
●妊娠中の生活・準備物品●マタニティーストレッチ●子育て支援センター見学	助産師 保健師	7人	15人	13 人	8人	10人
●歯科検診●妊娠中の歯の衛生	歯科医 歯科衛生士 助産師 保健師	27 人	19 人	13 人	11人	4 人
●妊娠中からの産後の栄養	栄養士 助産師 保健師	10 人	15 人	13 人	12人	8人
●沐浴実習や妊婦体験 ●最近の子育て事情 [※]	保健師 助産師	47 人	39 人	35 人	31 人	26 人

[※]平成30年度は平成30年7月豪雨の影響のため、1回中止となった。

③離乳食教室

離乳食に関する正しい知識を学び、離乳を進める上で保護者が自身を持って対応できるようになることを目的に4か月頃から7か月頃までの乳児を持つ保護者を対象に実施しています。

■離乳食教室の実施状況

区分	参加者数(保護者)	参加者数(子ども)
平成 26 年	46 人	42 人
平成 27 年	60 人	59 人
平成 28 年	50 人	49 人
平成 29 年	45 人	41 人
平成 30 年	47 人	51 人

④育児相談(すくすくクラブ)

子どもの健やかな成長発達と保護者の育児不安の軽減のために、子育てに関する相談に応じています。また、保護者同士の交流の場として支援を行っています。くまの・こども夢プラザ、町民会館、中央ふれあい館、東部地域健康センターで毎月定期的に実施しています。

■育児相談(すくすくクラブ)の実施状況

区分	開催回数	延べ人数(乳幼児)	実人数(乳幼児)
平成 26 年	44 回	765 人	203 人
平成 27 年	43 回	820 人	250 人
平成 28 年	48 回	890 人	199 人
平成 29 年	45 回	722 人	218 人
平成 30 年	38 回	466 人	140 人

⑤家庭訪問

支援の必要な妊産婦・乳幼児・発達等の支援が必要な学童への訪問活動を行っています。 また「乳児家庭全戸訪問事業」として乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児と 母親の心身の健康状況や養育環境の把握、必要に応じ保健指導を行っています。

■家庭訪問実施状況

区分	①対象者	②訪問件数	訪問実施率(②/①×100)
平成 26 年	159 人	153 件	96.2%
平成 27 年	147 人	139 件	94.6%
平成 28 年	146 人	142 件	97.3%
平成 29 年	154 人	150 件	97.4%
平成 30 年	159 人	159 件	100.0%

⑥多胎児教室(マスカットキッズ)

多胎児の保護者同士が情報交換できる場の提供や育児支援を目的に実施しています。多胎児の保護者を対象に、親子あそび等を通し、多胎児特有の子育ての情報交換や仲間づくりの場としています。

■マスカットキッズの実施状況

区八	BB/방급**	延べ参加者数		
区分	開催回数	保護者	子ども	
平成 26 年	1 🗓	4人	9人	
平成 27 年	3回	9人	20 人	
平成 28 年	4 🛽	9人	23 人	
平成 29 年	4 🗓	13 人	28 人	
平成 30 年	4 🛽	6人	14 人	

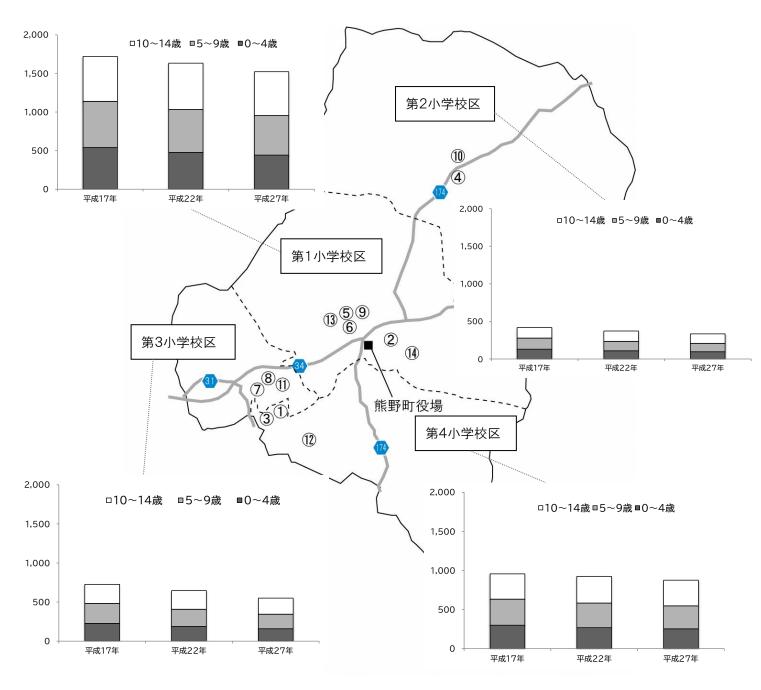
⑦障害児継続支援事業 (スマイルキッズ)

子育てや療育で悩んでいる保護者の情報交換や交流の場としています。誰でも自由に参加できる場としています。

■スマイルキッズの実施状況

区八	四次同***	延べ参加者数		
区分	開催回数	保護者	子ども	
平成 26 年	8 🛽	72 人	92 人	
平成 27 年	11 🖸	89 人	88 人	
平成 28 年	11 🖸	97 人	105 人	
平成 29 年	11 🖸	97 人	96 人	
平成 30 年	8 🛭	48 人	35 人	

8. 町内の保育・教育事業に関連する施設の位置図



	施設名		施設名
1	くまの・みらい保育園	8	くまの・こども夢プラザ
2	くまの中央保育園	9	熊野町立熊野第一小学校
3	保育所ひかり学園	10	熊野町立熊野第二小学校
4	初神保育園	1)	熊野町立熊野第三小学校
⑤	淳教幼稚園	12	熊野町立熊野第四小学校
6	聖徳幼稚園	13	熊野町立熊野中学校
7	認定こども園 第二聖徳幼稚園	(14)	熊野町立熊野東中学校

第4節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

この計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、平成31年3月に「熊野町子ども子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査地域 : 熊野町

調査対象者 : 熊野町に住んでいる就学前児童のいる全世帯(就学前児童用 @)及び

小学生4年生以下の子がいる世帯のうち@を除いた全世帯(小学校児童

用)

対象数 : 就学前 854 人 小学生 431 人

調査期間 : 平成 31 年 3 月 15 日~平成 31 年 3 月 31 日まで

調査方法 :郵送による配布回収(督促ハガキ対応あり)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	854 票	496 票	58.1%
小学校児童用調査票	431 票	250 票	58.5%
合計	1,285 票	746 票	58.3%

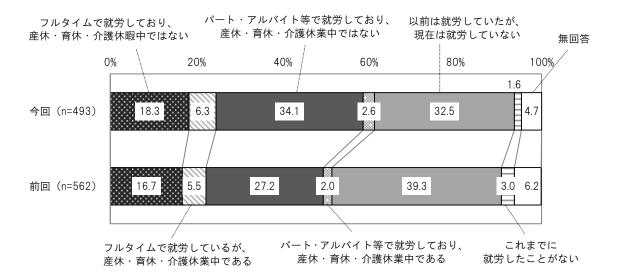
2. 調査結果の概要

(1)就労状況

①母親の就労状況

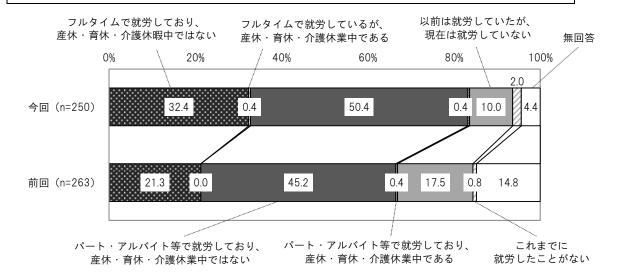
◆就学前

- ・就労している方は61.3%で、前回と比較すると、51.4%から9.9%増加しています。
- ・「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は 34.1% と最も多くなっています。



◆小学校

- ・「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で就労している人が、8割を超えています。 その中で、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」 人が50.4%と最も多くなっています。
- ・前回と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 21.3%から 32.4%へと増加しています。



②父親の就労状況

◆就学前

・「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 91.7%となっています。

	割合	
項目	今回 (n=460)	前回 (n=562)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	91.7%	83.6%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	1.1%	0.5%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0.7%	0.9%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	0.0%	0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	0.2%	1.2%
これまでに就労したことがない	0.2%	0.0%
無回答	6.1%	13.7%

◆小学校

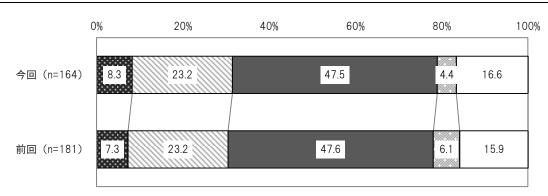
·「フルタイムで就労しており、産休·育休·介護休業中ではない」が 80.4%と最も多くなっています。

	割合	
項目	今回 (n=250)	前回 (n=263)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	80.4%	74.5%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.4%	0.8%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1.2%	0.0%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	0.0%	0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	0.4%	0.4%
これまでに就労したことがない	0.0%	0.0%
無回答	17.6%	24.3%

③【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

◆就学前

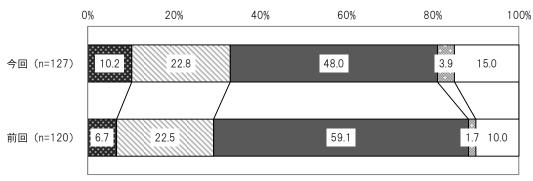
- ・母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 47.5%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 23.2%となっています。
- ・母親は前回と比較すると、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」が 6.1%から 4.4%へと減少しています。



- ■フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- □フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- ■パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- ■パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- □無回答

◆小学校

- ・母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 48.0%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 22.8%となっています。
- ・前回と比較すると、母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 59.1% から 48.0%へと減少しています。

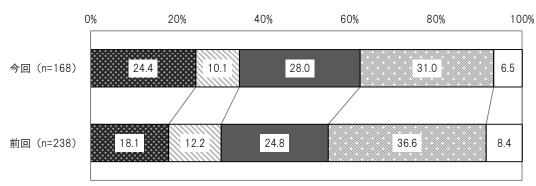


- ■フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- □フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- ■パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- ■パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- □無回答

④【就労していない・就労したことがない人】母親の就労希望

◆就学前

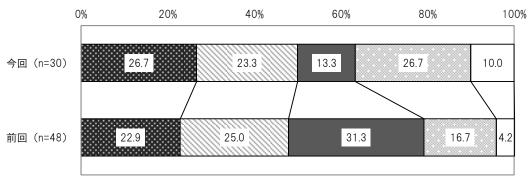
・母親は「1年より先に就労したい」が 31.0%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 28.0%となっています。



- ■子育てや家事などに専念したい
- ■就労の予定はない
- ■すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- ■1年より先に就労したい
- □無回答

◆小学校

- ・「子育てや家事などに専念したい」、「1年より先に就労したい」が26.7%と最も多く、 次いで「就労の予定はない」が23.3%となっています。
- ・前回と比較すると、「1年より先に就労したい」が16.7%から26.7%へと増加し、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.3%から13.3%へと減少しています。

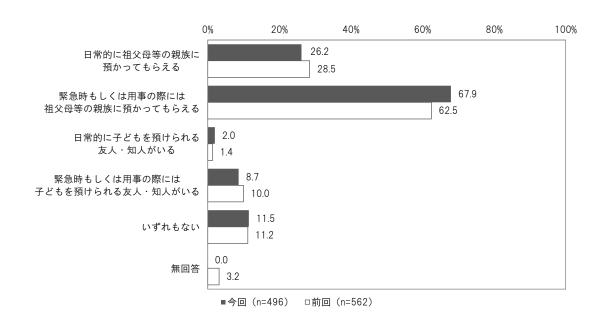


- ■子育てや家事などに専念したい
- □就労の予定はない
- ■すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- ■1年より先に就労したい
- □無回答

(2)日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人について

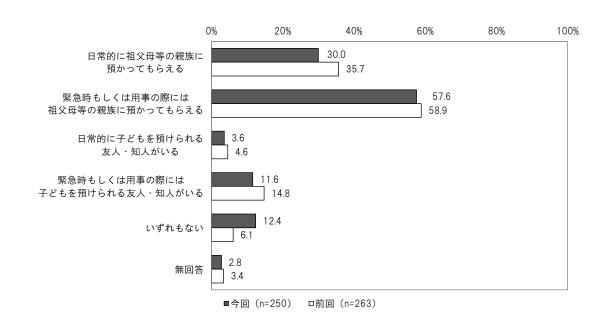
◆就学前

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が 67.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が 26.2%となっています。



◆小学校

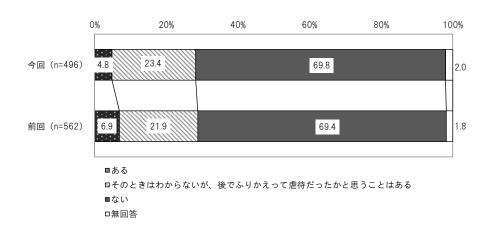
・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が 57.6%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が 30.0%となっています。



(3)子どもへの虐待について

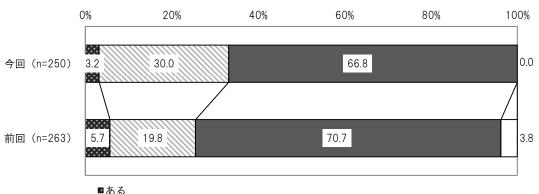
◆就学前

- ・「ない」が69.8%と最も多く、大半が『虐待をしていない、虐待だったかと思ったこと はない』と回答しています。
- ・一方、「ある」と「そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うこ とはある」を合わせて 28.2%が『虐待をしたことがある、又はしていると感じたこと がある』と回答しています。



◆小学校

- ・「ない」が66.8%と最も多く、大半が『虐待をしていない、虐待だったかと思ったこと はない』と回答しています。
- ・一方、「そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うことある」は 19.8%から30.0%へと増加しています。

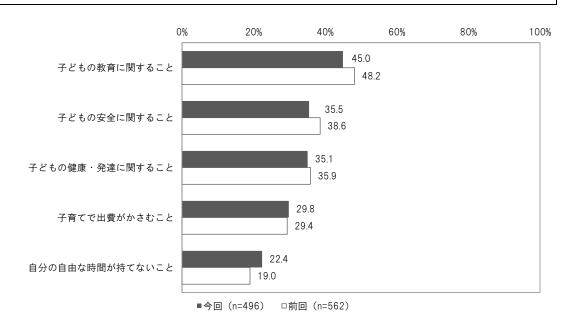


- 口そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うことはある
- ■ない
- □無回答

(4)子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて

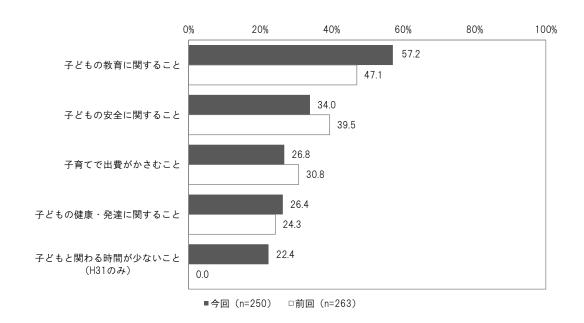
◆就学前【上位5項目】

・「子どもの教育に関すること」が 45.0%と最も多く、次いで「子どもの安全に関すること」が 35.5%となっています。



◆小学校【上位5項目】

- ・「子どもの教育に関すること」が 57.2%と最も多く、次いで「子どもの安全に関すること」が 34.0%となっています。
- ・前回と比較すると、「子どもの教育に関すること」が 47.1%から 57.2%へと増加しています。

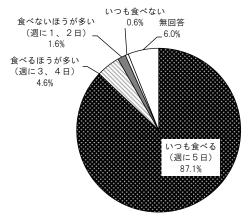


※(5)、(7)は、広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査(平成30年)」のうち、小学5年生、中学2年生を対象とした調査の中から同じ設問を用いており、小学校は小学5年生の結果を今回の調査結果の比較対象としています。就学前児童は調査対象としていなかったため、広島県の調査との比較はしていません。

(5)あて名のお子さんの毎日の朝ごはんについて(平日)

◆就学前

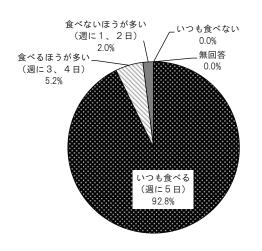
・「いつも食べる(週に5日)」が 87.1%と最も多く、大半が平日に毎日朝ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べないほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて 6.8%が平日に朝ごはんを食べていない日が数日ある状況です。

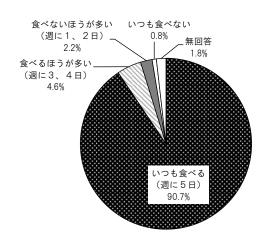


◆小学校

・「いつも食べる(週に5日)」が 92.8%と最も多く、大半が平日に毎日朝ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べないほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて 7.2%が平日に朝ごはんを食べていない日が数日あり、広島県と同様の傾向がみられます。

【熊野町】 【広島県】





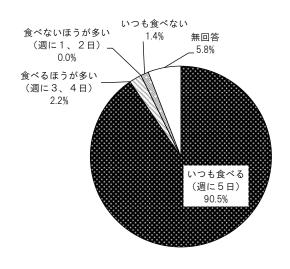
(n=496)

(n=250) (n=9,151)

(6)あて名のお子さんの毎日の夕ごはんについて(平日)

◆就学前

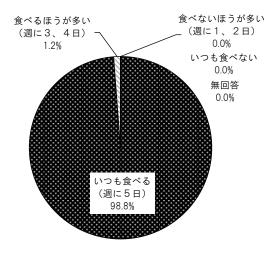
・「いつも食べる(週に5日)」が 90.5%と最も多く、大半が平日に毎日夕ごはんを食べていますが、一方、「いつも食べない」、「食べないほうが多い(週に1、2日)」、「食べるほうが多い(週に3、4日)」を合わせて 3.6%は平日に夕ごはんを食べていない日が数日ある状況です。



(n=496)

◆小学校

・「いつも食べる(週に5日)」が 98.8%と最も多く、大半が平日に毎日夕ごはんを食べていますが、一方、1.2%が「食べるほうが多い(週に3、4日)」と回答しており、夕ごはんを毎日食べていない日が数日ある状況です。

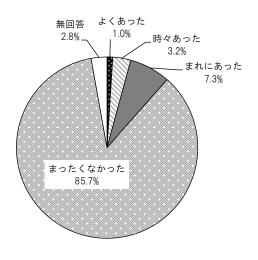


(n=250)

(7)過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあった かについて

◆就学前

・「まったくなかった」が 85.7%と最も多く、大半は過去1年の間にお金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことはまったくない状況ですが、一方、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせて 11.5%が食料が買えないことがある状況です。



(n=496)

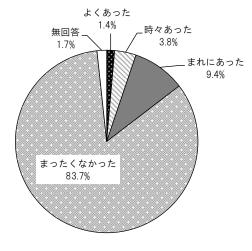
◆小学校

・「まったくなかった」が89.6%と最も多く、大半が過去1年の間にお金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことはまったくない状況ですが一方、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせて10.0%が食料を買えないことがある状況にあり、広島県と同様の傾向がみられます。

【熊野町】

まくあった 0.4% 時々あった 2.4% まれにあった 7.2%

【広島県】

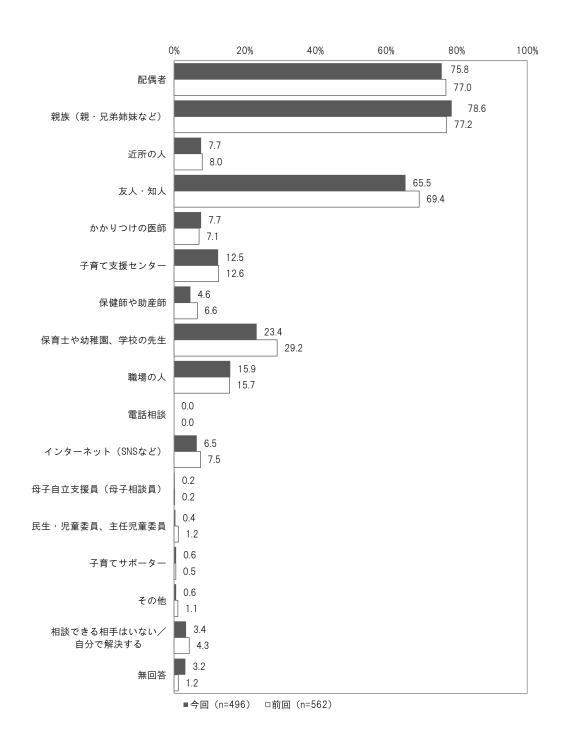


(n=250) (n=9,122)

(8)子育でに関する悩みや不安の相談先について

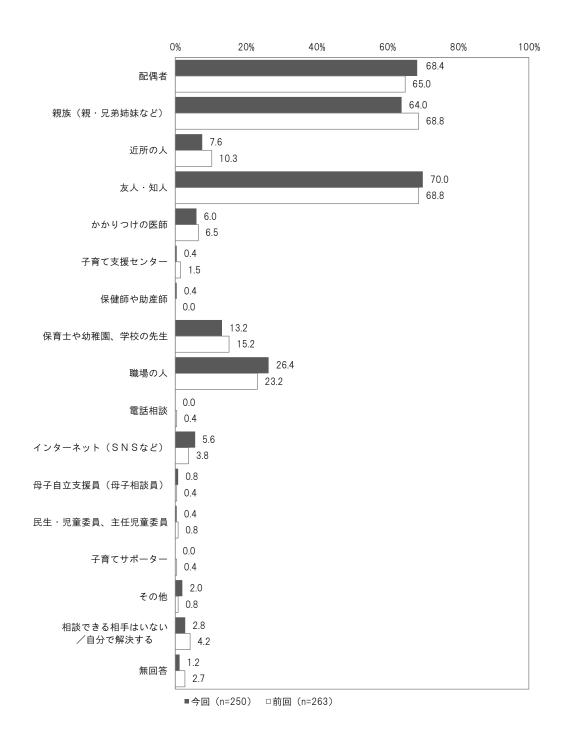
◆就学前

- ・「親族(親・兄弟姉妹など)」が 78.6%と最も多く、次いで「配偶者」が 75.8%となっています。
- ・前回調査と同様、「配偶者」、「親族(親・兄弟姉妹など)」、「友人・知人」等身近な人 への相談が多い一方で、公的な機関への相談は少なくなっています。



◆小学校

- ・「友人・知人」が70.0%と最も多く、次いで「配偶者」が68.4%となっています。
- ・前回調査と同様、「配偶者」、「親族(親・兄弟姉妹など)」、「友人・知人」等身近な人 への相談が多い一方で、公的な機関への相談は少なくなっています。



第5節 子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第1期計画における取組の評価・課題

第1期計画の施策体系に沿って、次のとおり取組における評価・課題のとりまとめを行いました。

(1)安らぎの子育で「安心・安全」

①子育てによろこびが持てる家庭づくり

施策	評価と課題
①子育て意識の啓発と 次世代の親育て	・熊野町ホームページでの情報発信では、子育て支援センター事業を分かりやすく伝える工夫や、携帯電話のアプリ活用による情報入手の容易さに対する配慮を行っています。 ・「本の読み聞かせ」や育児に関する講座は、ニーズ調査結果では、広く町民に認知されていることが分かりましたが、利用状況は低い状況です。周知方法などが課題となっています。
②男女共同参画の推進	・父親の育児参加については、母子健康手帳交付時と出生手続きの際にパンフレットを配布、説明し、意識の向上を図りました。 ・引き続き育児への男性参加を高めるための効果的な手法の検討が必要です。

②健やかに生み、育てるための環境づくり

施策	評価と課題
①母子保健医療体制の 充実	 ・妊娠・出産期を健やかに過ごし、安心して育児に取組めるよう、 妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供や子育て仲間の場づ くりを支援しています。 ・乳幼児健康診査によりフォローが必要な児童に対して、関係機関 と情報を共有し連携して支援を行うなどフォロー体制の充実を 図っています。
②子どもの健康づくり と疾病予防の充実	・県のスクールカウンセラー活用事業を利用して町内全校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の健康づくりを推進しています。
③障害児への療育支援	・二一ズ調査結果では、障害児への支援体制について重要度に比べ て満足度が低い結果となっています。障害児への支援体制につい て、支援の充実を検討する必要があります。

③生活環境の整備

施策	評価と課題
①安全環境の整備	・二一ズ調査結果では、道路環境に対する満足度が非常に低くなっています。子どもが安心・安全に外出できる環境を整備することが課題となっています。
②ゆとりある住環境の 整備	·公共施設等への授乳室やベビーベッドの設置等、子育て支援設備の整備を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境の整備に努めています。

(2)まち全体で育む「支え合い」

①地域における子育て支援体制づくり

施策	評価と課題
①子育ての仲間づくり の支援	・ニーズ調査結果では「地域子育て支援事業」の利用や、「公民館などで開催の家庭教育に関する学級・講座」の利用は前回調査よりも多くなっています。引き続き利用意向の向上に向けた取組の検討が必要です。
②地域の育成力の強化	・ニーズ調査結果では、平日に定期的に利用したいと考える事業について、「ファミリー・サポート・センター事業」は前回調査から大きく減少しています。引き続き、提供会員の安定的な確保と事業の更なる周知が求められています。
③ボランティア活動の 促進	・ユースフルサンデー事業や各団体の活動を通じて子どものボランティア 意識の醸成を推進しています。

②保育サービスの充実

施策	評価と課題
①多彩な保育サービス の提供	・ニーズ調査結果によると、共働き世帯の増加により、幼稚園や保育所、認定こども園等認可施設の利用ニーズが高くなっています。引き続き安定した量の確保と、質の高いサービスの提供が求められています。
②保育所における質の 向上のための アクションプログラム	・共働き世帯の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育環境の維持・確保を図るとともに、引き続き研修会の実施などを通した保育士の質的向上を図っていくことが必要です。
③保育・教育施設の 整備	・共働き世帯の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化に より保育サービスへのニーズも多様化していることから、認定こ ども園への移行支援などを行い、質の高いサービスの提供を推進 しています。
④幼児教育の充実	·本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本と出会う機会を提供しています。

③子育て支援事業の充実

施策	評価と課題
①子育て支援センター の機能強化	·多様な子育て世帯の需要に対応するため、サテライト型の支援センター機能を整備しています。
②放課後児童クラブの 充実	·子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、二一ズ調査結果から低学年、高学年ともにある程度の需要があることが伺えます。今後も放課後児童クラブの利用が一定程度見込まれるため、受け入れ施設の整備や人材確保などが引き続き求められています。
③情報提供・相談体制 の充実	·くまの·こども夢プラザにおいて夢プラザフェスタを年3回開催 するなど、子育て支援センターの周知に努めています。
④子育て費用の軽減	·「乳幼児医療など子育て費用の軽減」は前回調査同様に高い重要 度に比べて、満足度は非常に低くなっています。このため、乳幼 児医療費については、対象拡大を引き続き検討していきます。
⑤ひとり親家庭の自立 支援	・ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう、就業支援や経済支援などの相談対応、生活支援などを実施していますが、引き続き支援を推進していく必要があります。

④職場における子育て支援の促進

施策	評価と課題
①ワーク・ライフ・ バランスの実現	・就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくなど、事業主の理解促進が求められていますが、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発が必要です。
②ファミリーフレンドリー	·柔軟な就労形態の導入促進、事業所内保育施設の整備促進について
企業の増加促進	で啓発していきます。
③女性の再就職等の	・再就職セミナー等の周知及び就業に関する相談・情報提供の充実
支援	を図っていきます。

(3)力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

①子どもを育む環境の充実

施策	評価と課題
①子どもの遊び場の 確保	・ニーズ調査結果では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」について、利用の増加が伺えます。引き続き子どもが安心してのびのびと遊べる場所として園庭開放を実施しています。
②さまざまな体験活動 の促進	・熊野筆事業協働組合の協力により各小学校1回ずつ実施してきた 事業ですが、協力実施主体が対応不可となったため、事業継続が 不可となっています。地域の方々と交流をしながら、様々な体験 ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの 各種体験活動を推進する必要があります。
③信頼される学校教育 の推進	·引き続き、学校できめ細かな指導や個に応じた学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境で幼保小中が連携した教育の充実に努めていく必要があります。

②子どもの権利を尊重した社会の実現

施策	評価と課題
①子どもの権利に 関する啓発	・児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な悪影響を 及ぼす。そのため、発生予防から早期発見、発生時の迅速な対応 ができるよう引き続き啓発活動を推進していく必要があります。
②要保護児童対策の 推進	・児童虐待の対応件数は年々増加しており、地域全体で早急に取組 むべき重要な課題となっています。問題が発生する前に適切な対 応が施せるよう、子育て家庭の孤立化防止に向け、警察・医療・ 福祉、学校等の関係機関との連携体制を強化することが重要とな っています。

2. 目標指標の進捗状況と評価

熊野町子ども・子育て支援事業計画に策定した目標指標に沿って、各具体施策の進捗・成果 をとりまとめました。

評価基準

A:施策推進による顕著な成果がみられる。目標を達成している。

B:目標の達成に向けて順調に進んでいる。

C:目標の達成に向けて改善が必要。平成25年度から進捗がみられない。

(1)安らぎの子育で「安心・安全」

①子育てによろこびが持てる家庭づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
ブックスタート事業で絵本の配付率	88.0%	86.3%	100%	С
乳幼児ふれあい体験事業の実施 (中学校3年生対象)	1回	各校 1 回	各校2回	В

②健やかに生み、育てるための環境づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
妊婦の喫煙率	7.4%	5.3%	0%	В
乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問) の実施率	98.1%	100%	100%	А
乳幼児健康診査受診率(乳幼児)	99.3%	91.9%	100%	С
(1歳6か月児)	91.6%	86.1%	100%	С
(3歳児)	91.6%	89.2%	100%	С
子どものう歯保有率(1歳6か月)	1.8%	2.8%	0%	С
(3歳児)	17.2%	7.8%	3 %	В
子どもの朝食摂取率(「毎日食べる」への 回答率) (小学校5年生)	93.3%	84.2%	100%	С
(中学校2年生)	84.9%	84.1%	100%	С
スポーツ少年団入団率(小学生)	23.1%	20.5%	30%	С
放課後児童クラブにおける障害児の受け 入れ(対応クラブ数)	7か所	9 か所	9 か所	А

③生活環境の整備

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
交通安全教室の開催(小中学校)	00	8 🗓	00 0	А
子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯 機器の貸与(小学校)・配付率	100%	100%	100%	А
子育てバリアフリーマップの作成	未実施	未実施	計画年度中 に策定	С

(2)まち全体で育む「支え合い」

①地域における子育て支援体制づくり

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成31年度 目標値	評価
ファミリー・サポート・センター事業(窓口)	1 か所	1 か所	1 か所	А
(登録会員)	142 人	147 人	200 人	В

②保育サービスの充実

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
延長保育事業(早朝保育)	1 か所	3 か所	4 か所	В
(夕方保育)	4 か所	4 か所	4 か所	А
(一時保育事業)	1 か所	1 か所	1 か所	А
(病後児保育 (施設型))	1 か所	1 か所	1 か所	А
こども読書ボランティア配置数	19 人	25 人	50 人	В

③子育て支援事業の充実

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
地域子育て支援センター事業(地域子育て支援センター)	1 か所	1 か所	1 か所	Α
(サテライト型地域子育て支援センター)	2 か所	2 か所	2か所	Α
放課後児童クラブ	対象学年 4年生まで	対象学年を 6年生まで 拡大	対象学年の 6年生まで の拡大を検 討	А
地域子育て支援センターの認知度・利用度 ニーズ調査(就学前)における子育て支援センターの利用状況及び認知度(利用したことがある)	53.0%	56.5%	100%	В
(知っているが利用したことがない)	19.4%	29.2%	増やす	В
子育てガイドブックの作成・発行	-	平成 28 年発 行 平成 30 年修 正	平成 28 年度 作成	А

④職場における子育て支援の促進

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成31年度 目標値	評価
一般事業主行動計画策定企業数	未実施	6社 (うち、町内 企業1社)	2企業	А

(3)力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

①子どもの権利を尊重した社会の実現

項目	平成 25 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 目標値	評価
一般事業主行動計画策定企業数	未実施	6社 (うち、町内 企業1社)	2企業	А
虐待防止ネットワークの活用 (代表者会議)	1回	ОП	虐待防止ネ	
(実務者会議)	4回	3回	ットワーク の充実	А
(個別ケース会議)	15 回	20 回	の元夫	

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の視点

本計画では、熊野町子ども・子育て支援事業計画(第1期)で定めた、以下の3つの視点 を引き継ぎ、今後の施策を展開します。

視点1 安らぎの子育て「安心・安全」

- くまの版ネウボラを構築し、妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援 し、安心して妊娠、出産、育児ができる。
- 地域全体で子どもを見守る体制を整え、子どもが安心して生活できる環境づくり。
- 障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができる。
- 子育てをする親が自信と責任を持ち安心して子育てができる。

視点2 まち全体で育む「支え合い」

- 地域の子育て機能の充実を図り、子どもと子育て家庭が地域とつながり合い、必要な 支援を受けながら子育ですることができる。
- 保護者の多様な就労形態に対応し、教育・保育を必要とする家庭が必要な時期に利用することができる。
- 幼保小中連携し、子どもの発達や学びの連続性を確保することができる。
- すべての子どもが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立するちからを伸ばすことができる。

|視点3||力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

- 地域の方々と交流しながら、様々な体験を通して子どもが「生きる力」を身につけ、 成長し自立できる。
- すべての子どもの人権が尊重されている。

第2節 計画の基本理念

本計画における基本理念についても、先に掲げた3つの視点を基に、熊野町子ども・子育 て支援事業計画(第1期)で設定した以下の基本理念を引き継ぎます。

基本理念

安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町

第3節 計画の基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、第1期計画の基本目標に加えて、子どもの貧困に係る基本目標を設定し、検討・推進を図ります。

基本目標 1 健やかに生み、育てるための環境づくり

- ・くまの版ネウボラを構築し、妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、 安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制を整備します。
- ・子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
- ・障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができるよう総合的な取組の充実を図ります。

基本目標2 子育てによろこびが持てる家庭づくり

・子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

基本目標3 生活環境の整備

・関係機関・団体、地域住民との連携により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進 するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが 安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標4 地域における子育て支援体制づくり

・地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

基本目標5 保育サービスの充実

- ・安心して預けることのできる教育・保育の受入れ態勢の充実に努めます。
- ・保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスの充実 を図ります。
- ・子どもの発達や学びの連続性を確保するために、学校教育と幼稚園・保育所(園)・認定 こども園の連携の強化を図ります。

基本目標6 子育て支援事業の充実

・くまの・こども夢プラザの機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育 てることができるよう相談体制を強化します。

基本目標7 職場における子育で支援の促進

- ・家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見 直しに向けての意識啓発を図ります。
- ・子育て世代の女性の活躍を支援します。

基本目標8 子どもの貧困対策

・家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況な子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう、支援の充実を図ります。

基本目標9 子どもを育む環境の充実

- ・地域の方々と交流をしながら、様々な体験活動ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
- ・様々な体験を通して親子の絆づくりを推進します。

基本目標 10 子どもの権利を尊重した社会の実現

・児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化 し、切れ目のない総合的な支援を行います。

第4節 計画の体系

視点 基本理念 基本的目標 健やかに生み、育てるための環境づくり 安心·安全 子育てによろこびが持てる家庭づくり 生活環境の整備 地域における子育て支援体制づくり 保育サービスの充実 な子どもを育む熊野 支え合い 子育て支援事業の充実 職場における子育で支援の促進 子どもの貧困対策 子どもを育む環境の充実 町 のびのび 子どもの権利を尊重した社会の実現

第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

町村は地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定め、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。本町では、保育所(園)及び幼稚園の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定しました。

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3~5歳	教育のみを必要とする 子ども	幼稚園·認定こども園を利用できる 家庭
2号	3~5歳	保育を必要とする子ども	保育所(園)・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭 保育所(園)・認定こども園を利用 できる家庭
3号	0~2歳		3歳未満の保育所(園)・認定こど も園を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■1号認定者(3~5歳、認定こども園及び幼稚園)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	115 人	117人	114 人	111人	104 人
確保方策	115 人	117人	114人	111人	104 人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■2号認定者(幼稚園利用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	61 人	62 人	61 人	59 人	55 人
確保方策	61 人	62 人	61 人	59 人	55 人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■2号認定者(3歳~就学前、認定こども園及び保育所(園))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	235 人	238 人	233 人	225 人	213 人
確保方策	235 人	238 人	233 人	225 人	213 人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■3号認定者(O歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	40 人	39 人	38 人	36 人	36 人
確保方策	40 人	39 人	38 人	36 人	36 人

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■3号認定者(1~2歳、認定こども園及び保育所(園)+地域型保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	162 人	151 人	148 人	143 人	139 人
確保方策	162 人	151 人	148 人	143 人	139 人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	2 か所	2 か所	2か所	2か所	2 か所
確保方策	2か所	2 か所	2か所	2か所	2か所

見込値・確保方策の考え方

利用者支援事業の提供場所の増加を見込みます。

■地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	3,741 人回	3,527 人回	3,448 人回	3,337 人回	3,250 人回
確保方策	3,741 人回	3,527 人回	3,448 人回	3,337 人回	3,250 人回

見込値・確保方策の考え方

過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮して算出しています。

■妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見	L込値	2,002 人	1,932 人	1,876 人	1,806 人	1,778 人
	対象人数	143 人	138 人	134 人	129 人	127 人
	健診回数	14 回				
	確保方策	2,002 人	1,932 人	1,876 人	1,806 人	1,778 人

見込値・確保方策の考え方

将来の推計児童数をもとに、全ての妊婦が14回の健診を受けることを見込んでいます。

■乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	143 人	138 人	134 人	129 人	127 人
確保方策	143 人	138 人	134 人	129 人	127 人

見込値・確保方策の考え方

将来の推計児童数をもとに、乳児がいる家庭全ての訪問を見込んでいます。

■養育支援訪問事業等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	40 人				
確保方策	40 人				

見込値・確保方策の考え方

過去の実績を基に算出しています。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保方策	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日

見込値・確保方策の考え方

計画期間中に事業のスタートを見込み、算出しています。

■ファミリー・サポート・センター事業(1~3年生)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	107 人日	106 人日	103 人日	102 人日	98 人日
確保方策	107 人日	106 人日	103 人日	102 人日	98 人日

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■ファミリー・サポート・センター事業(4~6年生)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	86 人日	86 人日	84 人日	85 人日	80 人日
確保方策	86 人日	86 人日	84 人日	85 人日	80 人日

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■一時預かり事業(幼稚園在園者対象)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見	,込値	15,453 人日	15,668 人日	15,331 人日	14,839 人日	14,009 人日
	1号認定	2,577 人日	2,613 人日	2,557 人日	2,475 人日	2,336 人日
	2号認定	12,876 人日	13,055 人日	12,774 人日	12,364 人日	11,673 人日
	確保方策	15,453 人日	15,668 人日	15,331 人日	14,839 人日	14,009 人日

見込値・確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■一時預かり事業(在園児対応型以外)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	291 人日	285 人日	279 人日	270 人日	259 人日
確保方策	291 人日	285 人日	279 人日	270 人日	259 人日

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	95 人	93 人	91 人	88 人	84 人
確保方策	95 人	93 人	91 人	88 人	84 人

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や推計児童数を考慮しています。

■病児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	5 人日				
確保方策	5 人日				

見込値・確保方策の考え方

計画期間中に事業のスタートを見込み、算出しています。

■病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
確保方策	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮しています。

■放課後児童クラブ(1~3年生、放課後児童健全育成事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	234 人	221 人	204 人	191 人	194 人
確保方策	234 人	221 人	204 人	191 人	194 人

見込値・確保方策の考え方

ニーズ調査の結果を基に、国が示す方法に従って算出しています。

■放課後児童クラブ(4~6年生、放課後児童健全育成事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	49 人	49 人	48 人	49 人	46 人
確保方策	49 人	49 人	48 人	49 人	46 人

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、過去の利用状況や将来の推計児童数を考慮しています。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 安らぎの子育て「安心・安全」

1. 健やかに生み、育てるための環境づくり

●今後の方向性

- ・「くまの版ネウボラ」は、いつでもだれでも利用できる子育て・見守り拠点を目指し、 くまの・こども夢プラザ(子育て支援センター)に保健師や保育士を配置し妊娠期 から子育て期にかけて相談ができるよう体制を強化します。
- ・くまの版ネウボラを構築し、担当保健師が妊娠期から出産、子育ての時期において 切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制を整備します。
- ・子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
- ・障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学 ぶことができるよう総合的な取組みの充実を図ります。

(1) くまの版ネウボラの推進~切れ目のない支援の充実~

取組	内容	担当課	区分
	くまの・こども夢プラザ(子育て支援センター)		
	に保健師や保育士を配置し妊娠期から子育て期		
	にかけて相談ができるよう体制を強化する。		
	母子健康手帳の交付を保健師が行い、妊娠期からの		
	不安等に対してきめ細かく支援します。		
	子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠・出産		
	期から子育て期まで切れ目のない支援を行うくまの		
	版ネウボラを構築し、子育てに関する情報発信、相		
	談機能を強化します。		
妊娠・出産・育	生後4か月までの乳児家庭に対して、保健師等が全		
児の切れ目ない	戸訪問を行い、疾病の早期発見と育児不安等に対し	子育て・健康推進課	拡充
支援	てきめ細かく育児支援をします。		
	乳幼児健診が子どもの成長を保護者が感じ喜びの場		
	になるよう安心して受診できる体制を作ります。		
	乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の		
	健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援しま		
	す。		
	育児相談、母親学級、両親学級などの教室を開催し、		
	育児不安の軽減を図ります。		
	不妊症に悩む夫婦を支援するため、不妊検査費や一		
	般不妊治療費を助成します。		

取組	内容	担当課	区分
	妊娠中から出産後に、家族等からの家事・育児の支		
	援が受けられない人に対して産前産後ヘルパーを派		
 妊娠・出産・育	遣します。		
妊娠・田座・月	産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポー	】 子育て・健康推進課	拡充
大の別れ日ない	トするために宿泊型産後ケアを行います。	丁月 C : 健尿推進床	加兀
义 [友	こども地域見守りネットワーク事業を行い、支援が		
	必要な家庭をくまの版ネウボラに繋ぎ、すべての子		
	育て家庭をサポートします。		
	くまの・こども夢プラザに子育て支援センターを		
子育て支援拠点	設置し、子育て世代が集いやすい拠点を目指します。	┃ 子育て・健康推進課	拡充
の整備	母子保健機能を兼ね備えた相談しやすい拠点として	1 丁月() 健康推進床	加兀
	充実を図ります。		
母子保健情報の	母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子	子育で・健康推進課	継続
一元管理	の健康状態を把握します。	丁月(* 健康推進床	和全形冗
	母子健康手帳アプリを導入し、スマホアプリで妊娠		
	期から子育てまで切れ目なくサポートし、必要な人		
	に適切なタイミングで子育て支援情報を届けます。		
	ホームページ「くまのっ子ナビ」で子育て支援情報		
子育て情報提供	を一元的に管理し、わかりやすい情報提供を心がけ	 子育て・健康推進課	拡充
体制の強化	ます。	丁月 (* 健康推進床	加兀
	LINE公式アカウント「こふでりん」を開設し、		
	子育て情報提供体制を強化します。		
	妊娠期から子育て期まで利用できる子育て支援情報		
	をまとめた子育てガイドブックを作成します。		

(2)子どもに関する医療体制の充実

取組	内容	担当課	区分
子どもに関する医療体制の充実	休日夜間の急病に対応するため、安芸地区医師会と 連携し、救急医療体制の充実を図ります。	子育で・健康推進課	継続
適正な医療機関 の受診について の啓発	適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護 者へ啓発を行います。	子育て・健康推進課	継続
乳幼児医療費、 児童手当の支給	乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。 乳幼児等医療費公費負担については、対象年齢の拡大を検討します。	・子育て・健康推進課	拡充
妊産婦健康診査 及び乳児健診の 費用助成	すべての妊婦及び乳児が、必要な健診が受けられる よう、妊産婦健康診査及び乳児健診の費用を助成し ます。	子育て・健康推進課	継続
歯科健診の費用 助成	乳幼児期からの歯と口の健康保持増進強化のため、 幼児歯科健診とフッ素塗布の費用を助成します。	子育て・健康推進課	拡充

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

取組	内容	担当課	区分
水油中作	発達障害等、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた情報提供と相談・助言を行います。 医療的ケアが必要な子どもについても個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。 子どもが発達障害等の診断を受けて間もない親等に対し、障がい児継続支援事業(スマイルキッズ)等で共感的なサポート行います。	民生課 · 子育て · 健康推進課	継続
発達障害等、障害のある子どもや親への支	特別な支援が必要な子どもについて、保育所(園)、 幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブでの受 け入れ体制を整え、健全な心身の発達を促します。	子育で・健康推進課	継続
援	地域イベントでポスター掲示等により、発達障害の理解について啓発活動を行います。 障害に対する理解の促進を図るため、広島県、障害者団体等と連携して「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の普及を図ります。 障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心で安全な生活を送ることができるよう「サポートファイル」の普及を図ります。	民生課	継続
障害のある子 どもに対する 相談体制の充 実	自立支援協議会の各専門部会を設置し、ケアマネ ジメントの質の向上や連携強化のための研修会を 実施します。	民生課子育て・健康推進課	拡充
障害のある子 どもの経済的 負担の軽減	各種手当の給付等により障害のある子どもやその 過程の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを 支援します。	民生課	継続
障害のある子 どもに対する 福祉サービス の実施	居宅サービスでの生活をサポートする障害福祉サービスを実施します。 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施します。	民生課	継続
障害のある子 どもの就学支 援	障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も 安心や信頼感を継続できるよう、就学児の幼保小 中連携及び教育相談を行います。	学校教育課	継続

2. 子育てによろこびが持てる家庭づくり

●今後の方向性

・子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

(1)親の子育て力の向上

取組	内容	担当課	区分
	くまの・こども夢プラザ等において、親が子育てを		
	学ぶ場を講座等により提供します。		
	子育てをテーマとした講演会や講座等を積極的に企		
	画し、家族はもちろん、地域で子育てをサポートす		
	るあらゆる立場の人に対して、子育て意識の醸成を		
	図ります。	子育て・健康推進課	拡充
親の子育て力の	母子保健事業の中に子育てのテーマを盛り込み、子		
強化	育てに対する不安の軽減を図ります。		
	乳児期からの親子のふれあいの大切さを伝える「ブ		
	ックスタート事業」を実施し、親子で触れあえる場		
	や親同士のコミュニケーションの場を提供します。		
	「『親の力』を学び合う学習プログラム(親プロ)」		
	を活用し、親が「おのずから気づき,学ぶことがで	生涯学習課	継続
	きる力」を高めていく支援をします。		
	離乳食教室や育児相談事業の栄養相談の実施により		
	食の大切さについて啓発します。		
食育の推進	食育出前講座により子どもに対し食の知識を提供し	】 - 子育て・健康推進課	拡充
	食の大切さについて啓発します。	丁月() 健康推進詠	ガムブじ
	子育て世帯の親に生活習慣や食のバランス等の知識		
	を啓発するため、のびのび親子教室を実施します。		

3. 生活環境の整備

●今後の方向性

・関係機関・団体、地域住民との連携により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを 推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、 子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1)子どもの安全・安心の確保

取組	内容	担当課	区分
	くまの・こども夢プラザで「夢 PLAZA・フェスタ」		
子育て家庭が暮	を開催し、親子でふれあえる場やコミュニケーショ	子育て・健康推進課	新規
らしやすい環境	ンの場を提供します。		
の整備	くまの・こども夢プラザで移住・定住に向けた情報		
	発信を行います。		
	各小中学校において、児童生徒を対象とした交通	学校教育課	継続
ウム教育の批准	安全教室を開催します。	子仪 叙目录	和生物化
安全教育の推進	町民の交通安全意識の向上を図るため、全町民を	化江西拉 田	如火士
	対象とした交通安全啓発事業を実施します。	生活環境課	継続
	通学路の安全確保のため建設部や警察など関係	₩ 1 ± ± = m	Abl. 6-
	機関と連携し、危険箇所の安全対策を行います	学校教育課	継続
通学路の安全確	キッズ・ゾーンの設定を検討し、交通安全対策を		
保	推進します。	生活環境課	拡充
X	PTA、防犯ボランティア等による下校時の見守り		
	や青色回転灯をつけた公用車の巡回を実施し、地域		
	の見守り体制の充実を図ります。		
	保育所(園)・幼稚園、学校等における避難計画を		
	策定し避難訓練を強化するとともに、防災設備の		
地域における防	点検と充実に努めます。	子育て・健康推進課	++ - /-
災対策の充実	自主防災組織の設立及び活動の活性化に向け、地	危機管理課	拡充
	域の防災リーダーの養成や防災訓練などの活動、		
	避難体制の構築に向けた取組を支援します。		
公園遊具の安全	公園に設置された遊具を安心して利用できるよう	≠≠/±==	タル 6±
確保	に点検を実施します。	都市整備課	継続

第2節 まち全体で育む「支え合い」

1. 地域における子育て支援体制づくり

●今後の方向性

・地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てること ができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

(1)地域における子育て支援の充実

取組	内容	担当課	区分
	民生委員が閉じこもりがちな家庭に対して、サー		
	クル活動への参加を働きかけられるよう、必要な	兄	≪小小 ≪ +
サークル活動	情報の共有やコーディネート力の強化を進めま	民生課	継続
の支援・育成	す。		
	公民館のスペース等、サークル活動の活用が可能な	上 连出羽钿	≪小 ≪ ★
	ものについて積極的に場を提供します。	生涯学習課	継続
フカイツ事名	くまの・こども夢プラザなどで、子育てに対する負		
子育て当事者	担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、	フムイ 陸床批准部	外小女士
のネットワー	子育てサークル等を支援し、ネットワーク化を図り	子育て・健康推進課	継続
クづくり	ます。		
ファミリー・サ	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登		
ポート・センタ	録し、子どもの送迎、子どもの預かり等、子育てに	子育て・健康推進課	継続
一の利用促進	ついての助け合いを行う仕組みを運営します。		

2. 保育サービスの充実

●今後の方向性

- ・安心して預けることのできる教育・保育の受入れ体制の充実に努めます。
- ・保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスの 充実を図ります。
- ・子どもの発達や学びの連続性を確保するために、学校教育と幼稚園・保育所(園)・認定こども園の連携の強化を図ります。

(1) 多様な保育事業の充実

取組	内容	担当課	区分
利用者支援事業の充実	子どもとその保護者が、多様な教育・保育サービスや一時預かり、放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	子育で・健康推進課	継続
地 域 の 子 ど も・子育て支援 の充実	延長保育、一時保育、病後児保育について量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。 病児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、近隣市町と連携し体制を整備します。	子育て・健康推進課	継続
教育・保育環境 の充実	教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応 じた教育・保育サービスを提供します。	子育て・健康推進課	継続
保育人材の確 保	保育士の確保等の支援を図り、安定した受入体制の確保に努めます。	子育て・健康推進課	新規
保育を支える基盤の強化	保育所(園)が保育実践に関する専門的な人材や、 地域において子育て支援に関わる多様な人材の確 保がスムーズに行える体制づくりを推進します。 町内で保育所(園)を営む社会福祉法人と一体となって保育環境の改善に努めるとともに、必要な支援 を行い、保育サービスの提供基盤を安定させます。	子育で・健康推進課	継続
放課後の子どもの居場所づくり	共働き世帯等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童健全育成事業(放課後児童 クラブ)を実施します。 多世代交流による地域に根付いた児童クラブづく りを推進します。	子育て・健康推進課	継続

(2) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

取組	内容	担当課	区分
	幼保小中の接続を見通したカリキュラムを編成す		
幼保小中連携	るため、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小	学校教育課	継続
の推進	学校、中学校等の関係者が定期的に意見交換等を行	子仪仪目标	小区市りじ
	う協議・連携の場を充実します。		
	保育士が効果的に研鑽し合える機会を設け、この機		
保育士等の資	会を通じて、保育所(園)同士のネットワークの構		
	築・強化を図ります。	子育て・健康推進課	継続
質・専門性の向 上	放課後児童支援員及び補助員の有資格化を明確に	丁月し、健尿推進床	™ Δ₩700
	するとともに、支援員等への研修の推進、児童クラ		
	ブ運営マニュアル等により、資質向上に努めます。		

3. 子育て支援事業の充実

●今後の方向性

・くまの版ネウボラの相談支援拠点として、くまの・こども夢プラザに保健師等を配置 し、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう体制を強化します。

(1) くまの・こども夢プラザ(子育て支援センター)の機能強化

取組	内容	担当課	区分
子育で支援事業の充実	内容 親子の絆づくりプログラム (BP プラグラム)を実施し、第1子 (0歳)を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。 子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、子育て支援センターをオープンスペースとして開放し、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。 子育てに関する相談や情報交換が気軽にできる場所として子育て支援センターを設置し、子育て支援や妊娠期からの支援を行います。 多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、保育士や保健師等の専門職を配置し、地域の子育て関連情報を提供するとともに保護者同士の	担当課子育で・健康推進課	<u></u>
	つながりづくりや関係機関との連携を強化します。		
居場所づくり	民生委員児童委員等ボランティアによる「ぼうずや まキッズスペース」を実施し、子どもの居場所を提	民生課	継続
	供します。		

(2)ひとり親家庭の自立支援

取組	内容	担当課	区分
ひとり親家庭 の自立支援の 充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立(就労)を支援します。	子育て・健康推進課	拡充
	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	開発指導課	継続

取組	内容	担当課	区分
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支		
の経済的負担	給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を	子育て・健康推進課	継続
の軽減	図り、子どもの育ちを支援します。		
	ひとり親家庭の自立を促進するため、家庭児童相談		
子育て相談体	員や母子父子自立支援員、保健師等がひとり親家庭	子育で・健康推進課	外小女士
制の強化	の「就業支援」や「経済的支援」などの相談に対応		継続
	します。		

4. 職場における子育て支援の促進

●今後の方向性

- ・家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方 の見直しに向けての意識啓発を図ります。
- ・子育て世代の女性の活躍を支援します。

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

取組	内容	担当課	区分
ワーク・ライ	男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促		
フ・バランスの	進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	子育て・健康推進課	継続
カーバックスの	労働時間の短縮や育児休業の取得等について普及] 月 、	NAT NOC
JE ZE	啓発に努めます。		
	再就職セミナー等の周知及び就業に関する相談・		
	情報提供の充実を図っていきます。		
女性の就職等	「女性就職総合支援事業」わ一くわくママを活用	子育て・健康推進課	拡充
の支援	し、くまの・こども夢プラザで出張相談(個別相	丁月し、健尿推進跡	ガムンじ
	談会)や就職応援セミナーを共催し、女性の就職		
	を総合的に支援します。		

(2) 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進

取組	内容	担当課	区分
幼児期からの 男女共生の意 識醸成と環境 整備	男女平等教育の重要性を家庭にも啓発し、家庭における男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。	生涯学習課	継続
地域社会にお ける男女共同 参画の促進	各種ボランティア活動、自治会活動等において、男女がともに参加しやすい条件を整え、性別によって取組が偏ることなく、あらゆる活動が「地域全体」で進められるよう働きかけます。	生涯学習課	継続

5. 子どもの貧困対策

●今後の方向性

・家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況の子ども たちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、すべ ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよ う、支援の充実を図ります。

(1)子どもの貧困対策の推進

取組	内容	担当課	区分
生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。 生活保護世帯等の中学生を対象に週1回、安芸区の公共施設等で実施している学習支援について周知します。 生活困窮状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	民生課	継続
	就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の 経済的負担の軽減を図り、教育の円滑な実施のため の支援を行います。	学校教育課	継続
関係機関の連 携強化	貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な 支援が受けられるよう、幼稚園、保育所(園)、認 定こども園、学校等と支援機関が連携できる体制を 充実します。	民生課 子育て・健康推進課 学校教育課	拡充

第3節 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」

1. 子どもを育む環境の充実

●今後の方向性

- ・地域の方々と交流をしながら、様々な体験活動ができるよう、関係機関と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
- ・様々な体験を通して親子の絆づくりを推進します。

(1)様々な体験活動の促進

取組	内容	担当課	区分
読書活動の推進	本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。		
	幼児期から本を通じて親子の絆づくりを行う「くま どく」を推進します。	生涯学習課	継続
	本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本と出会う機会を提供します。		
地域学校協働活動の推進	放課後子供教室(土曜くまのっ子教室・遊びと学び の交流学校)において、様々な体験のできる場を提 供します。	生涯学習課	継続
キャリア教育の 推進	職場体験を通して働くことの意義や社会人としての 生き方を学ぶ機会を提供します。	学校教育課	新規
乳幼児とふれあ う機会の確保	中学生の乳幼児ふれあい体験事業を通じて、命の大切さ・温かさ、家庭の役割等の意識啓発を図ります。	学校教育課	継続
手話に対する理 解及び手話の普 及	「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」に基づき、 幼児期から手話に関心を深めることができるように するための学習の振興に努めます。	民生課 子育て・健康推進課	新規
	「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」に基づき、 学校教育における手話に親しむ活動など、手話への 理解促進に努めます。	民生課 学校教育課	新規

2. 子どもの権利を尊重した社会の実現

●今後の方向性

・子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

(1)児童虐待防止対策の強化

取組	内容	担当課	区分
	要保護児童対策協議会(児童虐待防止ネットワーク		
	会議)を運営し、関係機関の連携強化により児童虐		
	待の早期発見・早期解決を図ります。		区分 継続 新規 継続
	児童虐待防止推進月間の啓発活動等により児童虐		≪√√ √+
	待の防止に資する取組みを積極的に行います。		心态
	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職に		
児童虐待の防	よる指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の	フ玄イ、随底批准部	
止・早期発見	抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	子育て・健康推進課	
	「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、専門		
	的な相談対応や訪問による継続的な支援を行いま		
	す。		新規
	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライ		
	トステイ)の多様なニーズに対応できるよう、近隣		
	市町の受け入れ施設と連携し、体制を整備します。		
DV 被害者の支	DV(配偶者からの暴力)の被害者を保護し、生活・		
DV	教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をしま	子育て・健康推進課	継続
技	す。		
	子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、		
	児童虐待や DV の相談等について、家庭児童相談員		
子育て相談体	が対応します。	フムイーは古世光田	454 A+
制の強化	家庭児童相談及び DV の相談を担当する職員等が専	・子育て・健康推進課	継 統
	門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、		新規
	専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。		
人権啓発の推	フドナの「佐川田ナナ」佐がやナザザ」ナナ	民生課 生涯学習課	名かる中
進	子どもの人権に関する人権啓発を推進します。		体 統

第5章 計画の推進

1. 町民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体 や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。

そのためにも、町のホームページ「くまのっ子 子育てナビ」、広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の進 歩状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2. 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、様々な分野にわたるため、計画策定担当課(子育て・健康推進課)が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握し、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進めます。 さらに、国・県や関係機関との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「熊野町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル 【Plan (計画) -Do (実施・実行) -Check (評価・検証) -Action (改善)】のプロセスを踏ま えた計画の進行管理に努めます。

■PDCAサイクルのイメージ



関連計画や新たな計画への反映

4.「熊野町子ども・子育て支援事業計画」の具体施策と目標指標

- 視点1 安らぎの子育て「安心・安全」
 1. 健やかに生み、育てるための環境づくり
 (1) くまの版ネウボラの推進~切れ目ない支援の充実~

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
	疾病の早期発見と育児不安に対する きめ細かい育児支援。	乳幼児全戸 訪問事業	実施率	100%	100%
		1歳6か月	受診率	143 人 86.1%	95%
	乳幼児健診の未受診家庭や支援が必	健診	未受診者 訪問率	12人100%	100%
	要な家庭を訪問し支援する。	0 15 10 54 - 4	受診率	157 人 89.2%	95%
好		3歳児健診	未受診者 訪問率	14人100%	100%
<u>妊</u> 娠) 育児相談	回数	38 回	参加者数
H	育児相談、母親学級、両親学級など		参加者数 回数	延べ 466 人 6回	延べ 500 人 7回
出 産	の教室を開催し、育児不安の軽減を	母親学級	参加者数	22 人	30人
音	図る。	T+0 24 /77	回数	3回	3回
育児の		両親学級	参加者数	26 人	30 人
一切	家族等からの家事・育児の支援が受	産前産後へ	申込者数	5人	8人
れ目ない	けられない人に産前産後ヘルパーを 派遣する。	ルパー	実施者数	4人	8人
い支援	産後、心身ともに不安定になりやす い母親をサポートし宿泊型産後ケア を行う。	宿泊型産後ケア	宿泊型産 後ケア委 託先数	1 か所	2 か所
	こども地域見守りネットワーク事業 を行い、支援が必要な家庭をくまの 版ネウボラに繋ぎ、すべての子育て 家庭をサポートする。	こども地域 見守りネッ トワーク事 業	参加事業 所数	17 か所	20 か所
拠点の整備子育て支援	母子保健機能を兼ね備えた相談しやすい拠点として充実を図る。	子育て支援拠点	子育て支 援拠点数	1 か所	2 か所
体制の強化	LINE公式アカウント「こふでりん」を開設し、子育て情報提供体制を強化する。	L I N E 公 式アカウン ト「こふで りん」	LINE 登録 者数	未実施	300 人

(2) 子どもに関する医療体制の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な 健診が受けられるよう、健診の費用	妊産婦健康 診査	助成券	14 回分	14 回分
開助成	を助成する。	乳幼児健診	助成券	2回分	2回分
壊	歯と口の健康保持増進強化のため歯 科健診とフッ素塗布の費用を助成す る。	歯科健診助 成券(妊婦)	助成券	1 回分	1 回分
歯科健診の費用助成		(乳幼児) 歯科健診助 成券	助成券	未実施	1 回分
用助成		(乳幼児) フッ素塗布 助成券	助成券	1 回分	1 回分

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
子どもや親	発達障害等の診断を受けて間もない 親等に対し、障がい児継続支援事業 等で共感的なサポートを行う。	障がい児継 続支援事業 (スマイル キッズ。)	参加者数	8回 延べ参加者数 保護者 48人 子ども 35人	延べ参加者数 100 人
への支援	地域イベントでポスター掲示等により、発達障害の理解について啓発活動を行う。	発達障害に関する啓発	実施回数	1 回	2回
相談体制	自立支援協議会の各専門部会を設置 し、ケアマネジメントの質の向上や 連携強化のための研修会を実施す る。	専門部会	部会数	1 部会	2部会
スの実施	障害福祉サービス、障害児通所支援 を実施する。	ガイドブッ ク作成	実施回数	1 回	1 回

2. 子育てによろこびが持てる家庭づくり (1)親の子そだて力の向上

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
親	くまの・こども夢プラザ等において、 親が子育てを学ぶ場を講座等により 提供する。	子育てなるほど講座	参加者数	108 組 236 人	250 人
の子育て力の強化	子育てをテーマとした講演会や講座 等を積極的に企画し、子育て意識の 醸成を図る。	子育てをテ ーマとした 講演会	実施回数	未実施	1回
強化	「ブックスタート事業」を実施し、 親子で触れあえる場や親同士のコミ ュニケーションづくりができる場を 提供する。	ブックスタ ート事業	参加率	86.3%	100%
	離乳食教室や育児相談事業の栄養相 談の実施により食の大切さについて	離乳食教室	参加者数	延べ参加者数 保護者 47 人 子ども 51 人	延べ 100 人
	啓発する。	栄養相談	相談者数	未集計	40 人
食育の推進	児童クラブ等への出前講座により子 どもに対し食の知識を提供し食の大 切さについて啓発する。	出前講座	回数	4回 各児童クラブ 1回	4回 各児童クラ ブ1回
	子育て世帯の親に生活習慣や食のバランス等の知識を啓発するためのびのび親子教室を実施する	のびのび親 子教室	参加者数	5回 延べ 162 人	延べ 170 人

3. 生活環境の整備

(1)子どもの安全・安心の確保

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
通学路の	通学路の安全確保のため建設部や 警察等との関係機関と連携し、危険 箇所の安全対策を行います	危険個所の 整備	危険箇所整備数	4 か所	2か所/年
安全確保	キッズ・ゾーンの設定を検討し、交 通安全対策を推進します。	キッズ・ゾ ーン設置	キッズ・ゾ ーン設置 数	未実施	2か所整備

視点2 まち全体で育む「支え合い」 1. 地域における子育て支援体制づくり (1)地域における子育て支援の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
ネットワークづくり	くまの・こども夢プラザなどで子育 てに対する負担感の緩和や仲間づく りに取り組む場を活用して、子育て サークル等を支援するとともに関連 情報を収集・提供し、ネットワーク 化を図る。	くまの・こ ども夢 がで 活動す る子 ークル	サークル数	20	3つ
センター事業ファミリー・サポート・	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子どもの送迎、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営する。	ファミリ ー・サポー ト・センタ 一事業	利用者数	244 人	250 人

2. 保育サービスの充実 (1) 多様な保育事業の充実

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
子 ど *	ど も ・ 量の見込みに応じて実施できる	延長保育事業	実施か所数	4 か所	6か所
•		一時保育事業	実施か所数	1 か所	1 か所
子育て支援の充実	見直しを通じて更なる保育サー ビスの充実を図る。	病後児保育事業	実施か所数	1 か所	1 か所
		病児保育事業	実施か所数	未実施	1 か所

(2) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
対保小中連携の	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、 小学校、中学校等の関係者が定期的 に意見交換等を行う協議・連携の場 の充実。	幼保小中教 育推進協議 会	実施回数	3回	3回
・専門性	保育士が効果的に研鑽し合える機会 を設け、この機会を通じて、保育所 (園)同士のネットワークの構築・ 強化。	研修会	実施回数	1回	2回
の資生質	支援員等への研修の推進、児童クラ ブ運営マニュアル等により、資質向 上に努める。	研修会	実施回数	1 回	2回

3. 子育て支援事業の充実 (1) くまの・こども夢プラザ(子育て支援センター)の機能強化

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
子育て支援事業	親子の絆づくりプログラム(BPプラグラム)を実施し、親子の絆づくり、 母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供する。	BP プログラ ム	実施回数	1 回	2回
居場所づくり	民生委員児童委員による「ぼうずや まキッズスペース」を実施し、子ど もの居場所づくりの場を提供する。	ぼうずやま キッズスペ ース	参加人数	38 回 延べ 548 人	750 人

4. 職場における子育て支援の促進 (1) ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
女性の就職等の支援	「女性就職総合支援事業」わ一くわくママを活用し、くまの・こども夢プラザで出張相談(個別相談会)や就職応援セミナーを共催し、女性の就職を総合的に支援する。	出 張 相 談 (個別相談 会)・就職応 7 援セミナ	回数	未実施	出張相談 1回 就職応援 セミナー 1回

5. 子どもの貧困対策 (1)子どもの貧困対策の推進

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
対する支援生活困窮家庭	生活保護世帯等の小中学生を対象に 週1回、町内の公共施設等で実施し ている学習支援について周知する。	学習支援の周知	馬 阿数	1 回	2回

視点3 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」 1.子どもを育む環境の充実 (1)様々な体験活動の促進

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
読書活動の推進	幼児期から本を通じて親子の絆づく りを行う「くまどく」を推進する。	「くまどく」	達成率	76.5% (小中学校達成率)	90%
多世代交流	放課後子ども教室(土曜くまのっ子)	放課後子供 教室(土曜 くまのっ子 教室)	☆ ₩	延べ 358 人 ※西日本豪雨災害 により 4 回中止	延べ 450 人
多世代交流事業の推進	教室)において、様々な体験のできる場を提供する。	放課後子供 教室(遊び と学びの交 流学校)	参加人数	延べ 150 人 ※西日本豪雨災害 により 11 回中止	延べ 850 人

2. 子どもの権利を尊重した社会 (1) 児童虐待防止対策の強化

取組	内容の要約	項目	指標	平成 30 年度 実績 (直近の実績)	目標
児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策協議会(児童虐待ネットワーク会議)を運営し、関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図る。	児童虐待ネットワーク 会(実務者 会議)	実施回数	4回	6回
		児童虐待ネットワーク 会(代表者 会議)	実施回数	令和元年度 1 回	1 🗓
	「子ども家庭総合支援拠点」の体制 を整備し、専門的な相談対応や訪問 による継続的な支援を行う。	子育て短期 支援事業	拠点設置	未設置	1 か所
	子育て短期支援事業(ショートスティ、トワイライトステイ)の多様なニーズに対応できるよう、近隣市町の受け入れ施設と連携し、体制を整備する。	子育て短期 支援事業	事業実施	未実施	実施
人権啓発の推	子どもの人権に関する問題の解決に 向けて、人権啓発を推進する。	人権講演会	実施回数	1回	2回

資料編

1. 用語解説 (50 音順)

【あ・ア行】	
一時保育	未就学児童で保育所(園)に入所していない児童を、一時的に
	保育所(園)施設等で預かるサービス。
延長保育	保育所(園)の通常の開所時間(11 時間)を超えて朝や夕方
	に保育するサービス。
【か・カ行】	
キッズゾーン	散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所、保育所型
	認定こども園等の周囲半径 500 メートルを原則として設定さ
	れ、交通安全対策を行う地帯。
合計特殊出生率	15~49 歳までの女子の年齢別の出生率を合計して算出する。
	一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数を表す。
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、相談
	業務、情報提供、育児サークルの支援等を行う機関。
子育て世代包括支援セ	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関す
ンター	る各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体
	的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に
	関する包括的な支援を行う機関。
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワ
	一クによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係
F. 1	機関との調整等を行う機関
【さ・サ行】	
サテライト型	英語の satellite (衛星) の音訳。「母体から離れて存在するもの」
	の例えとしてよく使われる。母体施設との連携を前提とした、
	母体施設とは別の場所で運営される施設のことをいう。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健
	やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、国、地方公共
	団体及び事業主が、次世代育成対策を推進するために必要な措
	置(行動計画の策定等)を講ずることを定めた法律。平成 15
	年7月制定。
児童虐待	大人による、非偶発的に(単なる事故でなく、故意による場合
	も含んで)子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損な
	う行為。ネグレクト(保護の怠慢・拒否)、身体的虐待、心理
萨史 [2]	的虐待、性的虐待などがある。
障害児保育	集団保育が可能で、日々通所できる障害児を保育するサービス。
ショートステイ	福祉施設に1週間程度入所して、入居者と同じ生活をしなが
	ら、食事、入浴、排せつ等日常生活上の介護や、日常動作に関
	する訓練等を受けられるサービス。

食育	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力(身体によい食品を選ぶことができる力・料理をする力・食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力)を育て、食を通じて人生を心豊かに力強く生き抜く力を身につけること。
【た・タ行】	
トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に 不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、 児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設におい て児童を預かるもの。宿泊可。
【な・ナ行】	
ネットワーク	本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織をいう。
ネウボラ	フィンランド語で「助言の場」を意味し、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点を指す。
【は・ハ行】	
パート	一般従業員よりも労働時間が短い就労形態。臨時的雇用が大半 で、低賃金であったり、福利厚生面でも低位であることが多い。
バリアフリー	スロープや手すりの設置、段差の解消等、高齢者や障害者等が 移動しやすいよう配慮をすること。
晚婚化	比較的年齢を重ねてから結婚する傾向。
PTA	PTAとは、Parent-Teacher-Association の略で、父母と教師が協力し、児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を行うことを目的とする組織。
病後児保育	病気回復期で、通常の集団での保育が、食事や体力の面で困難 な場合に子どもを預かるサービス。
ファミリー・サポート・	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる
センター	会員組織で、運営を行うのは市町村または公益法人。会員同士
	で地域において育児に関する相互援助活動を行う。アドバイザ
	一が育児の援助を受けたい会員からの申込みに応じて、育児の
コートル・コレンドル・人衆	援助を行ってくれる会員を紹介する。
ファミリーフレンドリー企業 	仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持 ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組
	を行う企業。
ブックスタート事業	乳幼児の心と言葉を育むため、親子が「絵本」を介し、言葉と
/0 本記 - おりつ	気持ちを通わせる時間を持とうとする取組・運動。
保育所における	保育の質の向上を図るために、厚生労働省が定めた施策。平成
質の向上のための	20 年3月に、保育の内容の質を高める観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むこ
アクションプログラム	とが望まれる施策に関する総合的な「保育所における質の向上
	のためのアクションプログラム」を厚生労働省が策定した。

【は・ハ行】	
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付
	する手帳。母子の健康記録と保健指導の基礎となる。
放課後子ども教室	両親の共働きなどにより、放課後、家庭に保護者のいない留守
	家庭児童を一定の場所に集め、適正な遊びや生活の場を提供
	し、子どもたちの健全な育成を図る事業。
【や・ヤ行】	
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であ
	ると認められる児童。
【ら・ラ行】	
ライフステージ	人間が、一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年
	期の5段階のこと。
【わ・ワ行】	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがい
	や、充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、
	家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期といった人生
	の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。
	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・
	年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。平成
	19 年 12 月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワ
	ーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示し
	た「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
·	

2. 熊野町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 12 日 条例第 16 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、熊野町こども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 事業主を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、民生部子育て・健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

(招集の特例)

- 3 子ども·子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年熊野町条例第 4号)の一部を次のように改正する。

(略)

3. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏 名	所属・役職	役職
町議会議員	時光 良造	熊野町議会代表	
子どもの	森裕徳	くまの・みらい保育園 保護者会会長	
保護者	坂井 久美子	保育所ひかり学園 保護者会会長	
	枡井 隆	第二聖徳幼稚園 保護者代表	
	佛圓 俊一郎	淳教幼稚園 PTA会長	
	藤河 大造	熊野第二小学校 PTA会長	
	永谷 望	熊野中学校 PTA会長	
事業主を代表	竹森 臣	熊野町商工会 理事	
する者			
子ども・子育て	時光 真由美	くまの・みらい保育園 園長	
支援に関する	光本 正伯	社会福祉法人光生会 理事長	
する者	猪野 良雄	学校法人猪野学園 理事長	
	石山 貴子	淳教幼稚園 園長	
	平岡 弘資	熊野町校長会 会長	副会長
学識経験のある者	柿岡 玲子	安田女子短期大学 保育科 教授	
町長が必要と	大瀬戸 隆	熊野町医師会 代表	会長
認める者	廣瀬 佐都子	熊野町歯科医師会 代表	
	曽根 はるひ	熊野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	清代 政文	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会 事務局長	

第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日:令和2(2020)年3月

発 行:広島県安芸郡熊野町

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

 $T \quad e \quad I \, : \, 0 \, 8 \, 2 - 8 \, 2 \, 0 - 5 \, 6 \, 3 \, 7$

F a x:082-854-8009

編 集:熊野町子育て・健康推進課

策 定 協 力:株式会社エブリプラン